

(別紙)

平成 13 年 7 月 5 日付課法 3-57 ほか 11 課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるよう改正する。

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後											
(6 異動届出書)											
異 動 届 出 書											
平成 年 月 日 税務署長殿 次の事項について異動したので届け出ます。		<input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人		(フリガナ) 提出法人		(フリガナ) 法人等の名称		※整理番号 ※課税/非課税			
		(フリガナ) 本店又は主たる事務所の所在地		〒		電話 () -					
		(フリガナ) 納 税 地		〒							
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名				Ⓔ					
		(フリガナ) 代 表 者 住 所		〒							
		(フリガナ) 法 人 名 等				整理番号					
(フリガナ) 納 税 地 (本店又は主たる事務所の所在地)		〒 (局 署)		部 門							
(フリガナ) 代 表 者 氏 名				決 算 期							
代 表 者 住 所		〒		業 種 番 号							
異動のあった <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 (提出法人の場合は記載不要)		(フリガナ) 法 人 名 等		整理番号							
		(フリガナ) 納 税 地 (本店又は主たる事務所の所在地)		〒 (局 署)		部 門					
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名				決 算 期					
		代 表 者 住 所		〒		業 種 番 号					
		(フリガナ) 法 人 名 等				整 理 簿					
		納 税 地 (本店又は主たる事務所の所在地)		〒 (局 署)		回 付 先					
				<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課							
異 動 事 項 等		異 動 前		異 動 後		異 動 年 月 日 (登記年月日)					
所 轄 税 務 署		税 務 署		税 務 署		税 務 署					
納税地を変更した場合		給与支払事務所等の移転の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更有) <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更無) ※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。									
事業年度を変更した場合		変更後最初の事業年度：(自)平成 年 月 日～(至)平成 年 月 日									
合併、分割の場合		合 併		<input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併		分 割		<input type="checkbox"/> 分割型分割： <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分社型分割： <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他			
(備 考)											
税 理 士 署 名 押 印		Ⓔ									
※ 税 務 署 処 理 欄		部 門		決 算 期		業 種 番 号		入 力 名 簿			

(規格 A 4)

改 正 前											
(6 異動届出書)											
異 動 届 出 書											
平成 年 月 日 税務署長殿 次の事項について異動したので届け出ます。		<input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人		(フリガナ) 提出法人		(フリガナ) 法人等の名称		※整理番号 ※課税/非課税			
		(フリガナ) 本店又は主たる事務所の所在地		〒		電話 () -					
		(フリガナ) 納 税 地		〒							
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名				Ⓔ					
		(フリガナ) 代 表 者 住 所		〒							
		(フリガナ) 法 人 名 等				整理番号					
(フリガナ) 納 税 地 (本店又は主たる事務所の所在地)		〒 (局 署)		部 門							
(フリガナ) 代 表 者 氏 名				決 算 期							
代 表 者 住 所		〒		業 種 番 号							
異動のあった <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 (提出法人の場合は記載不要)		(フリガナ) 法 人 名 等		整理番号							
		(フリガナ) 納 税 地 (本店又は主たる事務所の所在地)		〒 (局 署)		部 門					
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名				決 算 期					
		代 表 者 住 所		〒		業 種 番 号					
		(フリガナ) 法 人 名 等				整 理 簿					
		納 税 地 (本店又は主たる事務所の所在地)		〒 (局 署)		回 付 先					
				<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課							
異 動 事 項 等		異 動 前		異 動 後		異 動 年 月 日 (登記年月日)					
所 轄 税 務 署		税 務 署		税 務 署		税 務 署					
事業年度を変更した場合		変更後最初の事業年度：(自)平成 年 月 日～(至)平成 年 月 日									
合併、分割の場合		合 併		<input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併		分 割		<input type="checkbox"/> 分割型分割： <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分社型分割： <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他			
(備 考)											
税 理 士 署 名 押 印		Ⓔ									
※ 税 務 署 処 理 欄		部 門		決 算 期		業 種 番 号		入 力 名 簿			

(規格 A 4)

改 正 後

(6 異動届出書)

異動届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人、法人課税信託を含む。）が事業年度等の変更、納税地の異動、資本金額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了）・清算終了、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。

(注) 法人の合併又は分割により新たに設立した法人が、「法人設立届出書」を届け出る場合には、当該届出書の届出は必要ありません（「法人課税信託の受託者となった旨の届出書」についても同様です。）。

2 この届出書は次の提出先にそれぞれ1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

- (1) 納税地の異動があつた場合（提出法人：納税地を異動した法人）
異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長
- (2) 連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があつた場合（提出法人：連結親法人）
 - ① 連結親法人の納税地の所轄税務署長
 - ② 異動のあつた連結子法人の異動前の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
 - ③ 異動のあつた連結子法人の異動後の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長

(注) 上記①～③の全てに提出していただくことになります。

- (3) 上記(1)及び(2)以外の異動があつた場合（提出法人：異動のあつた法人）
異動のあつた法人の納税地（連結子法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長

3 各欄は、次により記載してください。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人等の名称」、「納税地」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。なお、提出法人が法人課税信託の受託者である場合には、「法人等の名称」欄に法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。また、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2) 「異動のあつた□連結子法人等」欄には、次の場合に応じて該当する□にレ印を付すとともに、当該法人の「法人名等」、「納税地（本店又は主たる事務所の所在地）」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

- ① 提出法人が連結親法人（又は連結親法人となる法人）の場合は、異動のあつた連結子法人（又は連結子法人となる法人）の□にレ印を付してください。
- ② 提出法人が連結子法人（又は連結子法人となる法人）の場合は、異動のあつた法人に係る連結親法人（又は連結親法人となる法人）の□にレ印を付してください。

(3) 法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動（登記）年月日
本店又は主たる事務所の所在地 (連結子法人)	○○○ △△△ □□	△△△ □□□ ○○○	19・〇・〇
↑ 連結法人の場合、異動事項等の該当する法人の親・子の関係を記載		↑ 異動内容を記載	↑ (転出)法務局の本店移転登記の日を記載

ロ 吸収合併の場合（被合併法人）

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動（登記）年月日
吸 取 合 併		合併法人 ㈱ ○○○ (△△市××町)	(合併期日) 19・〇・〇
↑ 合併法人の名称及び本店所在地を記載		↑ 合併契約書において合併の効力発生日と定めの日を記載	

(注) 連結子法人が合併等で連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

ハ 新設合併の場合（被合併法人）

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動（登記）年月日
新 設 合 併		新設合併設立法人 ㈱ ◇◇◇ (○○市××町)	19・〇・〇
↑ 新設合併設立法人の名称及び本店所在地を記載		↑ 新設合併設立法人の設立登記の日を記載	

(注) 1 新設分割型分割についても「異動年月日」欄には、新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。
2 信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかの□にレ印を付してください。

(4) 普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合、公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合、又は社団法人若しくは財団法人が行政庁の認定若しくは認可を受けた場合は、「異動事項等」欄に「法人区分の変更」と記載の上、右側の各欄にそれぞれ異動前、異動後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には「(備考)」欄に収益事業の有無を併せて記載してください。

(注) 法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、①及び②以外のもので行政庁の認可を受けているものを「普通法人」とし、行政庁の認定又は認可を受ける前の社団法人又は財団法人を「特例民法法人」としてください。

(5) 「所轄税務署」欄には、納税地を異動した場合のみ記入してください。

(6) 「納税地を変更した場合」欄には、給与支払事務書等の移転の有無について、該当する□にレ印を付してください。
給与支払事務所等の名称等に変更があつた場合には、「無（名称等変更有）」にレ印を付してください。
また、「有」及び「無（名称等変更有）」の場合は、「給与支払事務書等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。

(7) 「合併、分割の場合」欄には、該当する□にレ印を付してください。なお、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区分のほか、適格分割に該当するかどうかの区分も□にレ印を付してください。また、信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。

(8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(9) 「※」欄は、記載しないでください。

4 異動事項の内容確認のため、登記事項証明書、定款等の写しを確認させていただく場合があります。

5 留意事項
○ 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がある場合には、申請書等の「法人等の名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(6 異動届出書)

異動届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人、法人課税信託を含む。）が事業年度等の変更、納税地の異動、資本金額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了）・清算終了、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。

(注) 法人の合併又は分割により新たに設立した法人が、「法人設立届出書」を届け出る場合には、当該届出書の届出は必要ありません（「法人課税信託の受託者となった旨の届出書」についても同様です。）。

2 この届出書は次の提出先にそれぞれ1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

- (1) 納税地の異動があつた場合（提出法人：納税地を異動した法人）
異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長
- (2) 連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があつた場合（提出法人：連結親法人）
 - ① 連結親法人の納税地の所轄税務署長
 - ② 異動のあつた連結子法人の異動前の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
 - ③ 異動のあつた連結子法人の異動後の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長

(注) 上記①～③の全てに提出していただくことになります。

- (3) 上記(1)及び(2)以外の異動があつた場合（提出法人：異動のあつた法人）
異動のあつた法人の納税地（連結子法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長

3 各欄は、次により記載してください。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人等の名称」、「納税地」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。なお、提出法人が法人課税信託の受託者である場合には、「法人等の名称」欄に法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。また、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2) 「異動のあつた□連結子法人等」欄には、次の場合に応じて該当する□にレ印を付すとともに、当該法人の「法人名等」、「納税地（本店又は主たる事務所の所在地）」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

- ① 提出法人が連結親法人（又は連結親法人となる法人）の場合は、異動のあつた連結子法人（又は連結子法人となる法人）の□にレ印を付してください。
- ② 提出法人が連結子法人（又は連結子法人となる法人）の場合は、異動のあつた法人に係る連結親法人（又は連結親法人となる法人）の□にレ印を付してください。

(3) 法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動（登記）年月日
本店又は主たる事務所の所在地 (連結子法人)	○○○ △△△ □□	△△△ □□□ ○○○	19・〇・〇
↑ 連結法人の場合、異動事項等の該当する法人の親・子の関係を記載		↑ 異動内容を記載	↑ (転出)法務局の本店移転登記の日を記載

ロ 吸収合併の場合（被合併法人）

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動（登記）年月日
吸 取 合 併		合併法人 ㈱ ○○○ (△△市××町)	(合併期日) 19・〇・〇
↑ 合併法人の名称及び本店所在地を記載		↑ 合併契約書において合併の効力発生日と定めの日を記載	

(注) 連結子法人が合併等で連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

ハ 新設合併の場合（被合併法人）

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動（登記）年月日
新 設 合 併		新設合併設立法人 ㈱ ◇◇◇ (○○市××町)	19・〇・〇
↑ 新設合併設立法人の名称及び本店所在地を記載		↑ 新設合併設立法人の設立登記の日を記載	

(注) 1 新設分割型分割についても「異動年月日」欄には、新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。
2 信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかの□にレ印を付してください。

(4) 普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合、公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合、又は社団法人若しくは財団法人が行政庁の認定若しくは認可を受けた場合は、「異動事項等」欄に「法人区分の変更」と記載の上、右側の各欄にそれぞれ異動前、異動後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には「(備考)」欄に収益事業の有無を併せて記載してください。

(注) 法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、①及び②以外のもので行政庁の認可を受けているものを「普通法人」とし、行政庁の認定又は認可を受ける前の社団法人又は財団法人を「特例民法法人」としてください。

(5) 「所轄税務署」欄には、納税地を異動した場合のみ記入してください。
(追 加)

(6) 「合併、分割の場合」欄には、該当する□にレ印を付してください。なお、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区分のほか、適格分割に該当するかどうかの区分も□にレ印を付してください。また、信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。

(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(8) 「※」欄は、記載しないでください。

4 異動事項の内容確認のため、登記事項証明書、定款等の写しを確認させていただく場合があります。

5 留意事項
○ 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がある場合には、申請書等の「法人等の名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(18 更正の請求書 (単体申告用))

更正の請求書
(単体申告用)

※整理番号

(フリガナ)
法人名等

納税地 〒 電話 () -

(フリガナ)
代表者氏名 ㊞

代表者住所 〒

事業種目 業

平成 年 月 日

税務署長殿

国税通則法第23条
法人税法第80条の2
租税特別措置法第66条の4

自平成 年 月 日 事業年度の確定申告に係る課税標準等に
至平成 年 月 日

ついて下記のとおり更正の請求をします。

記

区分		この請求前の金額	更正の請求金額
所得	所得金額又は欠損金額	1	円
	内訳	軽減税率適用所得金額	2
		その他の金額(1-2)	3
	法人税額	4	
法人税額の特別控除額		5	
差引法人税額(4-5)		6	
連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		7	
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	8	
	同上に対する税額	9	
留保金	課税留保金額	10	
	同上に対する税額	11	
使途秘匿金	使途秘匿金額	12	
	同上に対する税額	13	
法人税額計(6+7+9+11+13)		14	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		15	
控除税額		16	
差引所得に対する法人税額(14-15-16)		17	
中間申告分の法人税額		18	
差引	納付すべき法人税額	19	
	還付金額	20	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		21	

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日 平成 年 月 日 添付書類

更正決定通知書受理年月日 平成 年 月 日

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
漁協・農協 本所・支所
預金 口座番号

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号

3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合
郵便局名等

(規格A4)

※税務署 処理欄 部門 決算期 業種番号 整理簿 備考 通信日付印 年月日 確認印

24.06 改正

(法 1101)

改正前

(18 更正の請求書 (単体申告用))

更正の請求書
(単体申告用)

※整理番号

(フリガナ)
法人名等

納税地 〒 電話 () -

(フリガナ)
代表者氏名 ㊞

代表者住所 〒

事業種目 業

平成 年 月 日

税務署長殿

国税通則法第23条
法人税法第80条の2
租税特別措置法第66条の4

自平成 年 月 日 事業年度の確定申告に係る課税標準等に
至平成 年 月 日

ついて下記のとおり更正の請求をします。

記

区分		この請求前の金額	更正の請求金額
所得	所得金額又は欠損金額	1	円
	内訳	軽減税率適用所得金額	2
		その他の金額(1-2)	3
	法人税額	4	
法人税額の特別控除額		5	
差引法人税額(4-5)		6	
リース特別控除取戻税額		7	
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	8	
	同上に対する税額	9	
留保金	課税留保金額	10	
	同上に対する税額	11	
使途秘匿金	使途秘匿金額	12	
	同上に対する税額	13	
法人税額計(6+7+9+11+13)		14	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		15	
控除税額		16	
差引所得に対する法人税額(14-15-16)		17	
中間申告分の法人税額		18	
差引	納付すべき法人税額	19	
	還付金額	20	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		21	

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日 平成 年 月 日 添付書類

更正決定通知書受理年月日 平成 年 月 日

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
漁協・農協 本所・支所
預金 口座番号

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号

3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合
郵便局名等

(規格A4)

※税務署 処理欄 部門 決算期 業種番号 整理簿 備考 通信日付印 年月日 確認印

24.01 改正

(法 1101)

改 正 後

(21 会社事業概況書)

会社事業概況書 (総括表)								
<input type="checkbox"/> 外国法人全体の事業等		<input type="checkbox"/> 国内において行う事業等						
① 事業の内容		部門*	法人番号*					
		業種番号*	事業年度(至)					
		法人名						
		応答者	氏名					
			部・課					
			役職名					
			電話					
② 上場している場合の市場名								
		未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無(1有、2無)						
③ 関与税理士								
④ 加入組合等		役職名						
⑤ 売上構成比								
		品名又は事業部等	金額(百万円)	構成割合				
⑥ 子会社及び支店等数								
子会社		国内		海外				
支店等		工場	店舗	営業所	その他	海外	その他	
							合計	0
⑦ 当期の業績の概要(単位:百万円)								
科目	売上高	売上原価	売上総利益	営業利益	経常利益	当期利益	所得金額	
区分								
当期								
前期								
前年対比								
※前期と比較して著しい変化がある場合は、その主な理由を簡記してください。								
⑧ 主要役員の状況							⑨ 従業員数	
氏名	役職名	就任年月	所有株数(千株)					
	代表取締役				人			
⑩ 消費税関係								
経理方法(1税込、2税抜)	売上	仕入	固定資産		経費			

改 正 前

(21 会社事業概況書)

会社事業概況書 (総括表)								
<input type="checkbox"/> 外国法人全体の事業等		<input type="checkbox"/> 国内において行う事業等						
① 事業の内容		部門*	法人番号*					
		業種番号*	事業年度(至)					
		法人名						
		応答者	氏名					
			部・課					
			役職名					
			電話					
② 上場している場合の市場名								
		未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無(1有、2無)						
③ 関与税理士等								
④ 加入組合等		役職名						
⑤ 売上構成比								
		品名又は事業部等	金額(百万円)	構成割合				
⑥ 子会社及び支店等数								
子会社		国内		海外				
支店等		工場	店舗	営業所	その他	海外	その他	
							合計	0
⑦ 当期の業績の概要(単位:百万円)								
科目	売上高	売上原価	売上総利益	営業利益	経常利益	当期利益	所得金額	
区分								
当期								
前期								
前年対比								
※前期と比較して著しい変化がある場合は、その主な理由を簡記してください。								
⑧ 主要役員の状況							⑨ 従業員数	
氏名	役職名	就任年月	所有株数(千株)					
	代表取締役				人			
⑩ 消費税関係								
経理方法(1税込、2税抜)	売上	仕入	固定資産		経費			

改 正 後

(21 会社事業概況書)

会社事業概況書の記載要領等

この会社事業概況書は、法人税法施行規則（以下「法規」といいます。）第35条第4号、第37条の12第5号、第37条の17第4号、第61条第1項及び第61条第2項第2号に規定する「事業等の概況に関する書類」として、法人が調査

なお、記載する内容は、記載要領に説明のない限り、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度末時点について記載してください。

当該会社事業概況書は、「総括表」、「子会社の状況」、「コンピュータ処理の概要」及び「海外取引等の概要」について次により記載します。

1 【総括表】

(1) 法人が、法人税法（以下「法」といいます。）第2条第4号に規定する外国法人の場合には、「外国法人全体の事業等」及び「国内において行う事業等」それぞれについて記載が必要となります。このため、「 外国法人全体の事業等」及び「 国内において行う事業等」のいずれかのにレ印を付して記載してください。

なお、法人が、法第2条第3号に規定する内国法人の場合には、法人が行う事業等について記載してください。（ 外国法人全体の事業等」及び「 国内において行う事業等」のいずれかのにレ印を付す必要はありません。）

- (2) 「① 事業の内容」欄は、営む事業の内容を記載してください。
(3) 「② 上場している場合の市場名」欄は、法人が上場している場合の市場名を記載してください。また、「未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無（1有、2無）」欄は、法人が未上場の場合で、添付する確定申告書等の事業年度期間内に株主又は株式所有異動があった場合には「1」を、異動がなかった場合には「2」を記載してください。
(4) 「③ 関与税理士」欄は、関与している税理士の氏名を記載してください。
(5) 「④ 加入組合等」欄は、主な加入組合、団体等及び役職名を記載してください。
(6) 「⑤ 売上構成比」の「品名又は事業部等」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間内において売上高の多い順に記載してください。「合計」欄は、「⑦ 当期の業績の概要」の「当期 売上高」欄に合致します。

※「当期」とは、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間をいいます。（以下同じです。）

(7) 「⑥ 子会社及び支店等数」の「子会社」欄は、直接、間接を問わず出資割合又は議決権所有割合（以下、「出資割合等」といいます。）が50%超の子会社について、子会社の所在地により国内及び海外それぞれに分けてその総数を記載してください。

「支店等数」欄は、所在地が国内の「工場」、「店舗」、「営業所（支店を含む）」、「その他（出張所、駐在員事務所倉庫等）」について、それぞれの欄に分けてその総数を記載し、支店等（支店等とは、「工場、店舗、営業所、支店、出張所、駐在員事務所、倉庫等」をいいます。以下同じです。）の所在地が海外の場合にはその総数を「海外」欄に記載してください。

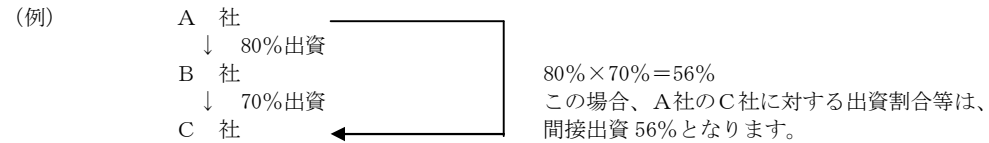
- (8) 「⑦ 当期の業績の概要」欄は、前期（当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の前事業年度期間をいいます。）と比較して著しい変化がある場合には、その主な理由についても簡記してください。
(9) 「⑧ 主要役員の状況」欄は、代表取締役以外の役員については、就任期間の長い役員から順に記載してください。
(10) 「⑨ 従業員数」欄は、役員を除く従業員数を記載してください。なお、使用人兼務役員は従業員数に含めてください。
(11) 「⑩ 消費税関係」欄は、消費税の経理処理の方法について、税込みの場合は「1」を、税抜きの場合は「2」を各項目の欄に記載してください。

なお、「外国法人全体の事業等」について記載する場合には、「⑩ 消費税関係」欄については記載する必要はありません。

2 【子会社の状況】

(1) 直接、間接及び国内、国外を問わず出資割合等が50%超の子会社について記載してください。ただし、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社については、省略しても構いません。

- (2) 当該「子会社の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、当該「子会社の状況」に代えて提出しても構いません。その場合、出資割合等が50%超でない子会社が含まれていても構いません。
(3) 「資本金」の欄は、当該子会社が内国子会社の場合には、百万円単位で記載し、外国子会社の場合には、当該外国子会社の現地通貨略号と資本金額（千現地通貨単位）を記載してください。
(4) 「事業種目」の欄は、当該子会社が現実に営んでいる業種について簡記してください。
(5) 「出資割合等」の「間接」欄は、掛け算方式で算出した割合を記載してください。



3 【コンピュータ処理の概要】

(1) 「① システムの形態」欄は、該当する形態の欄に「○」を記載してください。「その他」に「○」を記載した場合には、その具体的な形態を「()」に記載してください。

改 正 前

(21 会社事業概況書)

会社事業概況書の記載要領等

この会社事業概況書は、法人税法施行規則（以下「法規」といいます。）第35条第4号、第37条の12第5号、第37条の17第4号、第61条第1項及び第61条第2項第2号に規定する「事業等の概況に関する書類」として、法人が調査

なお、記載する内容は、記載要領に説明のない限り、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度末時点について記載してください。

当該会社事業概況書は、「総括表」、「子会社の状況」、「コンピュータ処理の概要」及び「海外取引等の概要」について次により記載します。

1 【総括表】

(1) 法人が、法人税法（以下「法」といいます。）第2条第4号に規定する外国法人の場合には、「外国法人全体の事業等」及び「国内において行う事業等」それぞれについて記載が必要となります。このため、「 外国法人全体の事業等」及び「 国内において行う事業等」のいずれかのにレ印を付して記載してください。

なお、法人が、法第2条第3号に規定する内国法人の場合には、法人が行う事業等について記載してください。（ 外国法人全体の事業等」及び「 国内において行う事業等」のいずれかのにレ印を付す必要はありません。）

- (2) 「① 事業の内容」欄は、営む事業の内容を記載してください。
(3) 「② 上場している場合の市場名」欄は、法人が上場している場合の市場名を記載してください。また、「未上場の場合、株主又は株式所有異動の有無（1有、2無）」欄は、法人が未上場の場合で、添付する確定申告書等の事業年度期間内に株主又は株式所有異動があった場合には「1」を、異動がなかった場合には「2」を記載してください。
(4) 「③ 関与税理士等」欄は、税理士、公認会計士等の氏名を記載してください。
(5) 「④ 加入組合等」欄は、主な加入組合、団体等及び役職名を記載してください。
(6) 「⑤ 売上構成比」の「品名又は事業部等」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間内において売上高の多い順に記載してください。「合計」欄は、「⑦ 当期の業績の概要」の「当期 売上高」欄に合致します。

※「当期」とは、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間をいいます。（以下同じです。）

(7) 「⑥ 子会社及び支店等数」の「子会社」欄は、直接、間接を問わず出資割合又は議決権所有割合（以下、「出資割合等」といいます。）が50%超の子会社について、子会社の所在地により国内及び海外それぞれに分けてその総数を記載してください。

「支店等数」欄は、所在地が国内の「工場」、「店舗」、「営業所（支店を含む）」、「その他（出張所、駐在員事務所倉庫等）」について、それぞれの欄に分けてその総数を記載し、支店等（支店等とは、「工場、店舗、営業所、支店、出張所、駐在員事務所、倉庫等」をいいます。以下同じです。）の所在地が海外の場合にはその総数を「海外」欄に記載してください。

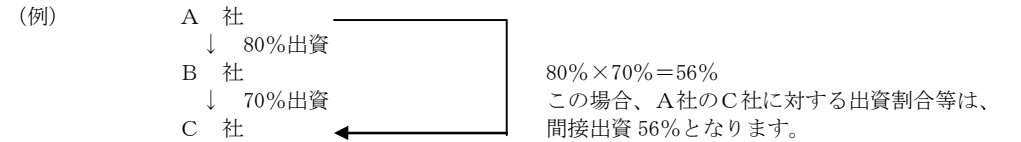
- (8) 「⑦ 当期の業績の概要」欄は、前期（当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の前事業年度期間をいいます。）と比較して著しい変化がある場合には、その主な理由についても簡記してください。
(9) 「⑧ 主要役員の状況」欄は、代表取締役以外の役員については、就任期間の長い役員から順に記載してください。
(10) 「⑨ 従業員数」欄は、役員を除く従業員数を記載してください。なお、使用人兼務役員は従業員数に含めてください。
(11) 「⑩ 消費税関係」欄は、消費税の経理処理の方法について、税込みの場合は「1」を、税抜きの場合は「2」を各項目の欄に記載してください。

なお、「外国法人全体の事業等」について記載する場合には、「⑩ 消費税関係」欄については記載する必要はありません。

2 【子会社の状況】

(1) 直接、間接及び国内、国外を問わず出資割合等が50%超の子会社について記載してください。ただし、法人が別表十七(三)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある子会社については、省略しても構いません。

- (2) 当該「子会社の状況」の項目を含む既存の資料がある場合には、当該「子会社の状況」に代えて提出しても構いません。その場合、出資割合等が50%超でない子会社が含まれていても構いません。
(3) 「資本金」の欄は、当該子会社が内国子会社の場合には、百万円単位で記載し、外国子会社の場合には、当該外国子会社の現地通貨略号と資本金額（千現地通貨単位）を記載してください。
(4) 「事業種目」の欄は、当該子会社が現実に営んでいる業種について簡記してください。
(5) 「出資割合等」の「間接」欄は、掛け算方式で算出した割合を記載してください。



3 【コンピュータ処理の概要】

(1) 「① システムの形態」欄は、該当する形態の欄に「○」を記載してください。「その他」に「○」を記載した場合には、その具体的な形態を「()」に記載してください。

改 正 後	改 正 前
<p>(21 会社事業概況書)</p> <p>(2) 「② システムにおける機器の構成状況」欄は、次により記載してください。 イ 「メーカー・機器名」欄は、区分ごとの機器の製造会社名、機器の名称を記載してください。 ロ 「OS」欄は、該当するソフトのバージョン名まで記載してください。</p> <p>(3) 「③ 適用業務」欄は、次により記載してください。 イ 「システムの導入(コンピュータの利用)」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、「1 自社開発」か「2 市販ソフト」かいずれかの番号を記載し、「1 自社開発」の場合には、主なトランザクションファイル名を「2 市販ソフト」の場合には、市販ソフト名を記載してください。 適用業務のうち区分欄に記載のない業務(例えば在庫管理、原価管理、人事給与など)がある場合は()内に記載してください。 ロ 「ERPシステムの導入」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、使用パッケージソフト名及びメーカー名を記載してください。 ハ 「データ保存期間」欄には、「〇ヶ月」又は「〇年」と記載してください。</p> <p>(4) 「④ システム関連部門(委託会社)の状況」の各欄は、次により記載してください。 イ 「委託等の状況」欄は、該当する□にレ印を付してください。 ロ 「担当部門又は委託会社の名称及び所在地」欄は、システム開発、運用及び監査をそれぞれ自社で行っている場合には担当部門名を記載し、委託又は派遣によっている場合には該当区分別に委託会社又は派遣会社の名称及び所在地を記載してください。</p> <p>(5) 「⑤ ネットワークの接続先件数」欄は、法人が利用しているLANやWANなどに接続している親会社、子会社、支店、営業所等の数を接続先の所在地により国内及び海外に分けて記載してください。</p> <p>(6) 「⑥ 電子メールの取扱規定」、「⑬ EUC」及び「⑭ EDI取引」の各欄は、該当番号を記載してください。</p> <p>(7) 「⑦ 電子メールアドレスの保存期間」及び「⑩ 電子決裁データの保存期間」欄には、それぞれの項目について「〇ヶ月」又は「〇年」と記載してください。</p> <p>(8) 「⑧ 電子メールの利用業務」、「⑨ 電子決済の利用業務」及び「⑩ 電子決裁の利用業務」欄は、該当番号を記載のうえ、「その他」に該当する場合には、その内容を「その他()」に簡記してください。</p> <p>(9) 「⑫ ネット販売取扱商品」欄は、該当番号を記載のうえ、主要商品名を記載してください。</p> <p>(10)用語の意味 イ 「ERP(Enterprise Resource Planning)システム」 企業活動(生産・販売・財務会計など)に必要な経営資源の有効活用の観点から統合的に管理するシステムです。 ロ 「EUC(End User Computing)」 企業内で、コンピュータシステムを利用して現場で実際に業務を行う者(エンドユーザ)が、自らシステムの構築や運用・管理に携わることです。 ハ 「EDI(Electronic Data Interchange)取引」 商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組みです。 専用回線を使用する取引のほかインターネットを利用した電子データ交換があります。</p> <p>4 【海外取引等の概要】</p> <p>(1) 「① 外国子会社数等について」の各欄は、次により記載します。 イ 「外国子会社のうち100%子会社数」欄は、外国子会社のうち出資割合等が100%の外国子会社の総数を記載してください。 ロ 「特定外国子会社数(うち、100%子会社数)」欄は、租税特別措置法第66条の6第1項に規定する特定外国子会社等に該当する子会社の総数とそのうち出資割合等が100%の子会社に該当する総数をそれぞれ記載してください。 ハ 「海外工事現場を保有している事業所数」欄は、海外に所在する支店等が海外工事現場を保有している場合には、その総数を記載してください。</p> <p>(2) 「② 貿易取引等」の各欄は、次により記載します。 イ 「取引金額(億円)」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。 ロ 「取引形態」の「輸出」及び「輸入」欄は、直接貿易を行っているものについて記載し、商社等との間で行う間接的な貿易については記載を要しません。 ハ 「主な取扱品目等」欄は、主要な取扱品目等を、2,3種類、例えば、「電子計算機、原油」のように具体的に記載し、「海外工事」については具体的なプロジェクトの名称を記載してください。 ニ 「主な取引先国等」欄は、取引金額の多いところから3ヵ国程度記載してください。</p> <p>(3) 「③ 貿易外取引」の各欄は、次により記載します。なお、法人が別表十七(四)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある取引については、省略しても構いません。また、所定の項目以外の取引がある場合には、「その他」欄に記載してください。 イ 「取引金額(百万円)」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。 ロ 「主な取引先、国名」欄は、取引先2,3社とそれぞれの国名を記載してください。</p> <p>(4) 「④ 外国為替取引」の「為替予約」欄は、該当番号を記載し、「対象通貨」欄に該当通貨を記載してください。</p> <p>(5) 「⑤ オフバランス取引」欄は、取引がある場合には、その内容を記載してください。</p> <p>5 【その他】 「*」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(21 会社事業概況書)</p> <p>(2) 「② システムにおける機器の構成状況」欄は、次により記載してください。 イ 「メーカー・機器名」欄は、区分ごとの機器の製造会社名、機器の名称を記載してください。 ロ 「OS」欄は、該当するソフトのバージョン名まで記載してください。</p> <p>(3) 「③ 適用業務」欄は、次により記載してください。 イ 「システムの導入(コンピュータの利用)」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、「1 自社開発」か「2 市販ソフト」かいずれかの番号を記載し、「1 自社開発」の場合には、主なトランザクションファイル名を「2 市販ソフト」の場合には、市販ソフト名を記載してください。 適用業務のうち区分欄に記載のない業務(例えば在庫管理、原価管理、人事給与など)がある場合は()内に記載してください。 ロ 「ERPシステムの導入」欄は、利用がある場合には適用業務ごとに、使用パッケージソフト名及びメーカー名を記載してください。 ハ 「データ保存期間」欄には、「〇ヶ月」又は「〇年」と記載してください。</p> <p>(4) 「④ システム関連部門(委託会社)の状況」の各欄は、次により記載してください。 イ 「委託等の状況」欄は、該当する□にレ印を付してください。 ロ 「担当部門又は委託会社の名称及び所在地」欄は、システム開発、運用及び監査をそれぞれ自社で行っている場合には担当部門名を記載し、委託又は派遣によっている場合には該当区分別に委託会社又は派遣会社の名称及び所在地を記載してください。</p> <p>(5) 「⑤ ネットワークの接続先件数」欄は、法人が利用しているLANやWANなどに接続している親会社、子会社、支店、営業所等の数を接続先の所在地により国内及び海外に分けて記載してください。</p> <p>(6) 「⑥ 電子メールの取扱規定」、「⑬ EUC」及び「⑭ EDI取引」の各欄は、該当番号を記載してください。</p> <p>(7) 「⑦ 電子メールアドレスの保存期間」及び「⑩ 電子決裁データの保存期間」欄には、それぞれの項目について「〇ヶ月」又は「〇年」と記載してください。</p> <p>(8) 「⑧ 電子メールの利用業務」、「⑨ 電子決済の利用業務」及び「⑩ 電子決裁の利用業務」欄は、該当番号を記載のうえ、「その他」に該当する場合には、その内容を「その他()」に簡記してください。</p> <p>(9) 「⑫ ネット販売取扱商品」欄は、該当番号を記載のうえ、主要商品名を記載してください。</p> <p>(10)用語の意味 イ 「ERP(Enterprise Resource Planning)システム」 企業活動(生産・販売・財務会計など)に必要な経営資源の有効活用の観点から統合的に管理するシステムです。 ロ 「EUC(End User Computing)」 企業内で、コンピュータシステムを利用して現場で実際に業務を行う者(エンドユーザ)が、自らシステムの構築や運用・管理に携わることです。 ハ 「EDI(Electronic Data Interchange)取引」 商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組みです。 専用回線を使用する取引のほかインターネットを利用した電子データ交換があります。</p> <p>4 【海外取引等の概要】</p> <p>(1) 「① 外国子会社数等について」の各欄は、次により記載します。 イ 「外国子会社のうち100%子会社数」欄は、外国子会社のうち出資割合等が100%の外国子会社の総数を記載してください。 ロ 「特定外国子会社数(うち、100%子会社数)」欄は、租税特別措置法第66条の6第1項に規定する特定外国子会社等に該当する子会社の総数とそのうち出資割合等が100%の子会社に該当する総数をそれぞれ記載してください。 ハ 「海外工事現場を保有している事業所数」欄は、海外に所在する支店等が海外工事現場を保有している場合には、その総数を記載してください。</p> <p>(2) 「② 貿易取引等」の各欄は、次により記載します。 イ 「取引金額(億円)」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。 ロ 「取引形態」の「輸出」及び「輸入」欄は、直接貿易を行っているものについて記載し、商社等との間で行う間接的な貿易については記載を要しません。 ハ 「主な取扱品目等」欄は、主要な取扱品目等を、2,3種類、例えば、「電子計算機、原油」のように具体的に記載し、「海外工事」については具体的なプロジェクトの名称を記載してください。 ニ 「主な取引先国等」欄は、取引金額の多いところから3ヵ国程度記載してください。</p> <p>(3) 「③ 貿易外取引」の各欄は、次により記載します。なお、法人が別表十七(三)「国外関連者に関する明細書」を提出している場合には、当該明細書に記載のある取引については、省略しても構いません。また、所定の項目以外の取引がある場合には、「その他」欄に記載してください。 イ 「取引金額(百万円)」欄は、当該会社事業概況書を添付する確定申告書等の事業年度期間に行った取引の総額をそれぞれの取引形態の欄に記載してください。 ロ 「主な取引先、国名」欄は、取引先2,3社とそれぞれの国名を記載してください。</p> <p>(4) 「④ 外国為替取引」の「為替予約」欄は、該当番号を記載し、「対象通貨」欄に該当通貨を記載してください。</p> <p>(5) 「⑤ オフバランス取引」欄は、取引がある場合には、その内容を記載してください。</p> <p>5 【その他】 「*」欄は、記載しないでください。</p>

(39 青色申告の承認申請書)

税務署受付印

青色申告の承認申請書

※整理番号

平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法 人 名 等	
	納 税 地	〒 電話() -
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	Ⓜ
	代 表 者 住 所	〒
	事 業 種 目	業
	資 本 金 又 は 出 資 金 額	円

自平成 年 月 日
事業年度から法人税の申告書を青色申告によって提出したいので申請します。
至平成 年 月 日

記

- 1 この申請書が次に該当するときは、それぞれ□にレ印を付すとともに該当の年月日を記載してください。
- 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後再び青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日 平成 年 月 日
 - この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が設立第一期等に該当する場合には、内国法人である普通法人又は協同組合等にあつてはその設立の日、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した日、公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）に該当していた普通法人又は協同組合等にあつては当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日 平成 年 月 日
 - この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が連結納税から離脱した（連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなった）日を含む事業年度である場合には、その離脱した日 平成 年 月 日
 - 連結法人である内国法人が自己を分割法人とする分割型分割を行った場合には、分割型分割の日 平成 年 月 日
 - 内国法人が、法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号（連結納税の承認の取消し）の規定により第4条の2（連結納税義務者）の承認を取り消された場合には、取り消された日 平成 年 月 日
 - 内国法人が、法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合は、取り消された日 平成 年 月 日

2 参考事項

(1) 帳簿組織の状況

伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期	伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期

(2) 特別な記帳方法の採用の有無

- 伝票会計採用
- 電子計算機利用

(3) 税理士が関与している場合におけるその関与度合

税理士署名押印

(規格A4)

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	-------	-------	---------

(39 青色申告の承認申請書)

税務署受付印

青色申告の承認申請書

※整理番号

平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法 人 名 等	
	納 税 地	〒 電話() -
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	Ⓜ
	代 表 者 住 所	〒
	事 業 種 目	業
	資 本 金 又 は 出 資 金 額	円

自平成 年 月 日
事業年度から法人税の申告書を青色申告によって提出したいので申請します。
至平成 年 月 日

記

- 1 この申請書が次に該当するときは、それぞれ□にレ印を付すとともに該当の年月日を記載してください。
- 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後再び青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日 平成 年 月 日
 - この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が設立第一期等に該当する場合には、内国法人である普通法人又は協同組合等にあつてはその設立の日、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した日、公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）に該当していた普通法人又は協同組合等にあつては当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日 平成 年 月 日
 - この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が連結納税から離脱した（連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなった）日を含む事業年度である場合には、その離脱した日 平成 年 月 日
 - 連結法人である内国法人が自己を分割法人とする分割型分割を行った場合には、分割型分割の日 平成 年 月 日
 - 内国法人が、法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号（連結納税の承認の取消し）の規定により第4条の2（連結納税義務者）の承認を取り消された場合には、取り消された日 平成 年 月 日
 - 内国法人が、法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合は、取り消された日 平成 年 月 日

2 参考事項

(1) 帳簿組織の状況

伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期	伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期

(2) 特別な記帳方法の採用の有無

- 伝票会計採用
- 電子計算機利用

(3) 税理士が関与している場合におけるその関与度合

税理士署名押印

(規格A4)

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	-------	-------	---------

改 正 後

(39 青色申告の承認申請書)

青色申告の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人以外の法人が各事業年度における法人税の確定申告書、中間申告書及び清算事業年度予納申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。(旧法121①三、平22改正法附則10②)
- 2 この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。

なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。

 - (1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - (2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - (3) 公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人又は協同組合等が当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - (4) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日又は公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人若しくは協同組合等が当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日(以下「設立等の日」といいます。)から、その事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合におけるその翌事業年度…当該設立等の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
(注)外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。
 - (5) 連結法人である内国法人が平成22年9月30日以前に自己を分割法人とする分割型分割を行った場合における当該分割型分割の日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日の前日
 - (6) 内国法人が、法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号(連結納税の承認の取消し)の規定により第4条の2(連結納税義務者)の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日(平成22年10月1日以後に解散する法人の残余財産の確定の日に属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日(当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日))の前日
 - (7) 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の属する事業年度…当該取消日以降3月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日(平成22年10月1日以後に解散する法人の残余財産の確定の日に属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日(当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日))とのうちいずれか早い日の前日
 - (8) 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の属する事業年度開始の日からその終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度…当該取消日以後3月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日(平成22年10月1日以後に解散する法人の残余財産の確定の日に属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日(当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日))とのうちいずれか早い日の前日
 - (9) 法人税法第4条の5第3項の承認を受けて第4条の2の適用を受けることをやめることとなった内国法人の当該承認を受けた日の属する連結親法人事業年度の翌事業年度…当該翌事業年度開始の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- 3 「参考事項」欄は、次により記載してください。
 - (1) 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「3枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載します。
 - (2) 「特別な経理方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。
 - (3) 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を例えば、「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。
 - (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - (1) 連結納税の承認申請中の青色申告の承認申請

連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした青色申告の承認申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。

このため、連結グループから離脱した際に、青色申告の承認を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。
 - (2) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(39 青色申告の承認申請書)

青色申告の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人以外の法人が各事業年度における法人税の確定申告書、中間申告書及び清算事業年度予納申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。(旧法121①三、平22改正法附則10②)
- 2 この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。

なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。

 - (1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - (2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - (3) 公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人又は協同組合等が当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - (4) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日又は公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人若しくは協同組合等が当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日(以下「設立等の日」といいます。)から、その事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合におけるその翌事業年度…当該設立等の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
(注)外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。
 - (5) 連結法人である内国法人が平成22年9月30日以前に自己を分割法人とする分割型分割を行った場合における当該分割型分割の日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日の前日
 - (6) 内国法人が、法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号(連結納税の承認の取消し)の規定により第4条の2(連結納税義務者)の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日(平成22年10月1日以後に解散する法人の残余財産の確定の日に属する事業年度にあっては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日(当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日))の前日
 - (7) 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の属する事業年度…当該取消日以降3月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日とのうちいずれか早い日の前日
 - (8) 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の属する事業年度開始の日からその終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度…当該取消日以後3月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日とのうちいずれか早い日の前日
 - (9) 法人税法第4条の5第3項の承認を受けて第4条の2の適用を受けることをやめることとなった内国法人の当該承認を受けた日の属する連結親法人事業年度の翌事業年度…当該翌事業年度開始の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- 3 「参考事項」欄は、次により記載してください。
 - (1) 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「3枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載します。
 - (2) 「特別な経理方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。
 - (3) 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を例えば、「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。
 - (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - (1) 連結納税の承認申請中の青色申告の承認申請

連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした青色申告の承認申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。

このため、連結グループから離脱した際に、青色申告の承認を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。
 - (2) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(43 売上に関する帳簿の記載事項等の省略承認申請書)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		※電話グループ整理番号	
提出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 単連 法人 親 法人	(フリガナ)		
	法人名等		
	納税地	〒	
	代表者氏名	電話() -	
	代表者住所	〒	
事業種目		業	

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等		部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	決算期	
	代表者氏名	電話() -	業種番号	
	代表者住所	〒	整理簿	
	事業種目	業	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

小売その他これに類するものを行う法人の現金売上で法人税法施行規則別表 20 の (11) の記載事項欄のただし書きの規定にもより難く帳簿書類の作成が困難であるため、その記載事項を省略したいので申請します。

(帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容)

税理士署名押印			
---------	--	--	--

※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
----------	----	-----	------	-----	----

24. 06 改正

(規格 A 4)

改正前

(43 売上に関する帳簿の記載事項等の省略承認申請書)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		※電話グループ整理番号	
提出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 単連 法人 親 法人	(フリガナ)		
	法人名等		
	納税地	〒	
	代表者氏名	電話() -	
	代表者住所	〒	
事業種目		業	

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等		部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	決算期	
	代表者氏名	電話() -	業種番号	
	代表者住所	〒	整理簿	
	事業種目	業	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

小売その他これに類するものを行う法人の現金売上で法人税法施行規則別表 21 の (11) の記載事項欄のただし書きの規定にもより難く帳簿書類の作成が困難であるため、その記載事項を省略したいので申請します。

(帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容)

税理士署名押印			
---------	--	--	--

※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
----------	----	-----	------	-----	----

20. 06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(43 売上に関する帳簿の記載事項等の省略承認申請書)

売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書の記載要領等

1 この申請書は、小売その他これに類するものを行う青色申告法人又は連結法人が、帳簿書類の記載事項等について法人税法施行規則別表 20 の (11) の記載事項欄のただし書の規定にもより難く日々の現金売上の総額のみを記載しようとする場合に使用してください。

2 この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地（連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。

なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。

- (1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (3) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日までの期間が 3 月に満たない場合におけるその翌事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後 3 月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

(注) 外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。

3 各欄は、次により記載します。

- (1) 「帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容」欄には、日々の現金売上の総額のみを記載する旨を記載してください。
- (2) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (3) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(43 売上に関する帳簿の記載事項等の省略承認申請書)

売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書の記載要領等

1 この申請書は、小売その他これに類するものを行う青色申告法人又は連結法人が、帳簿書類の記載事項等について法人税法施行規則別表 21 の (11) の記載事項欄のただし書の規定にもより難く日々の現金売上の総額のみを記載しようとする場合に使用してください。

2 この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地（連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。

なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。

- (1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (3) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日までの期間が 3 月に満たない場合におけるその翌事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後 3 月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

(注) 外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。

3 各欄は、次により記載します。

- (1) 「帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容」欄には、日々の現金売上の総額のみを記載する旨を記載してください。
- (2) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (3) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(63 減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書)

※整理番号 ※通/局-整理番		減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書	
		※税務署受付印	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 単連	法人名等	
	<input type="checkbox"/> 結	納税地	〒
	<input type="checkbox"/> 法親	(フリガナ)	電話() -
	<input type="checkbox"/> 人	代表者氏名	Ⓜ
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
連 結 子 法 人 <small>(届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ)	法人名等	
	〒	(局 署)	
	〒	本店又は主たる事務所の所在地	電話() -
	(フリガナ)	代表者氏名	
	〒	代表者住所	
	事業種目		業
※	整理番号		
税	部 門		
務	決 算 期		
署	業 種 番 号		
処	整 理 簿		
理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署	
欄		<input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
定率法を選定している減価償却資産について、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 379 号）附則第 3 条第 3 項（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）の規定の適用を受けたいので届け出ます。			
改 正 事 業 年 度	1	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
適用を受けようとする最初の（連結）事業年度	2	<input type="checkbox"/> 改正事業年度 <input type="checkbox"/>	平成 24 年 4 月 1 日以後最初に開始する（連結）事業年度 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
参考となるべき事項	3		
税 理 士 署 名 押 印		Ⓜ	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
		整理 簿	備考
		通信 日付印	年 月 日
		確認 印	

(規格 A 4)

改 正 前

(63 減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書)

(新 設)

改 正 後

(63 減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を請ける旨の届出書)

減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置
の適用を受ける旨の届出書

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、その有する減価償却資産（連結子法人が有する減価償却資産を含みます。）につきそのよるべき償却の方法として定率法を選定している場合（その償却の方法を届け出なかったことに基因して法人税法施行令第53条の規定によりその有する減価償却資産につき定率法により償却限度額の計算をすべきこととされている場合を含みます。）において、その減価償却資産（法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロ(2)に掲げる資産及びこの届出書に記載された本経過措置の適用を受けようとする最初の事業年度又は連結事業年度において同条第5項第2号イに規定する調整前償却額が同項第1号に規定する償却保証額に満たない資産を除きます。）について、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第379号。以下「改正法令」といいます。）附則第3条第3項（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）の規定の適用を受ける旨を届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
なお、この届出書は平成24年4月1日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）までに提出する必要があります。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「改正事業年度（平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する（連結）事業年度）1」欄には、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度又は連結事業年度（以下「改正事業年度」といいます。）を記載してください。
なお、改正事業年度に該当する事業年度がない場合（例：平成24年3月31日終了事業年度の法人である場合）には、記載する必要はありません。
 - (4) 「適用を受けようとする最初の（連結）事業年度2」欄には、改正法令附則第3条第3項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度又は連結事業年度の該当する口にレ印を付します。その適用を受けようとする最初の事業年度又は連結事業年度が「平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度」である場合には口にレ印を付すと同時に、その適用を受けようとする最初の事業年度又は連結事業年度開始の日及び終了の日を記載してください。
(注) 改正事業年度を記載した法人が改正事業年度の翌事業年度から本経過措置の適用を受ける場合又は改正事業年度に該当する事業年度がない法人（例：平成24年3月31日終了事業年度の法人）が本経過措置の適用を受ける場合には、「平成24年4月1日以後最初に開始する（連結）事業年度」欄の口にレ印を付してその事業年度又は連結事業年度開始の日及び終了の日を記載してください。
 - (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(63 減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を請ける旨の届出書)

(新 設)

改 正 後 改 正 前

(76 耐用年数の短縮の承認通知書)

(75 耐用年数の短縮の承認通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 表 者 名		殿

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 表 者 名		殿

国 税 局 長
財 務 事 務 官

㊟

国 税 局 長
財 務 事 務 官

㊟

耐用年数の短縮の承認通知書

耐用年数の短縮の承認通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。

貴法人から平成 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。

承認した未経過使用可能期間（耐用年数）による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。

承認した耐用年数による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。

記

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		申請に係る減価償却資産					承認・却下の区分	承認した使用可能期間(年)	承認した未経過使用可能期間(耐用年数)(年)
番号	種類(設備の種類を含む)	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)						

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		申請に係る減価償却資産					承認・却下の区分	承認した耐用年数(年)
番号	種類(設備の種類を含む)	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)					

(付記事項)

この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。

(付記事項)

この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改正後

(78) 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書

納 税 地		法第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

国 税 局 長
財 務 事 務 官

Ⓢ

耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書

平成 年 月 日付 法第 号の耐用年数の短縮の承認については、法人税法施行令第57条第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりこれを取り消(変更)します。

取消し(変更)後の耐用年数又は未経過使用可能期間による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

取消し(変更)の対象が連結子法人の場合	対象法人名等									
取 消 し (変 更) の 対 象										
番号	種類(設備の種類を含む)	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)	承認した耐用年数(年)	承認した未経過使用可能期間(年)	取消し後の耐用年数(年)	変更後の使用可能期間(年)	変更後の未経過使用可能期間(年)
取消し(変更)の基因となった事由										

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

24. 06 改正

改正前

(77) 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書

納 税 地		法第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

国 税 局 長
財 務 事 務 官

Ⓢ

耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書

平成 年 月 日付 法第 号の耐用年数の短縮の承認については、法人税法施行令第57条第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりこれを取り消(変更)します。

取消し(変更)後の耐用年数による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

取消し(変更)の対象が連結子法人の場合	対象法人名等								
取 消 し (変 更) の 対 象									
番号	種類(設備の種類を含む)	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)	承認した耐用年数(年)	承認した未経過使用可能期間(年)	取消し(変更)後の耐用年数(年)	
取消し(変更)の基因となった事由									

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

20. 06 改正

(規格 A 4)

(83 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書)

(廃 止)

(83 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書)

陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書		※整理番号	
		※課税/非課税	
平成 年 月 日 国税局長殿	提出法人	(フリガナ) 法人名等	
	<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 法人	納税地	〒 _____ 電話() - _____
		(フリガナ) 代表者氏名	㊟
		代表者住所	〒 _____
		この申請に回答する係及び氏名	電話() - _____
		事業種目	業
連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ) 法人名等		※ 整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 _____ (局 署) 電話() - _____	部 門
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期
	代表者住所	〒 _____	業 種 番 号
	事業種目	業	整 理 簿
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
次の陳腐化した減価償却資産の減価償却については、償却限度の特例の適用を受けたいので申請します。			
承認を受けようとする使用可能期間の明細			
種 類	1		
構 造 又 は 用 途	2		
細 目	3		
名 称	4		
所 在 す る 場 所	5		
現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数	6		
承認を受けようとする使用可能期間	7		
陳腐化の事実			
使用可能期間算定の基礎		別 紙	
陳腐化したことを証する書類		別 紙	
税 理 士 署 名 押 印	㊟		
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			整 理 簿
			備 考

(規格 A 4)

(83 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書)

(廃 止)

(83 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書)

陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、陳腐化した減価償却資産の償却限度額の計算を平成 23 年 6 月改正前の法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 60 条の 2（陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例）又は法令第 155 条の 6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により行おうとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して国税局長に 2 通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「種類 1」、「構造又は用途 2」及び「細目 3」の各欄には、陳腐化資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類又は設備の種類、構造又は用途及び細目を記載してください。
 - (4) 「名称 4」欄には、建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機又は無形減価償却資産について、個々の資産ごとにこの特例の適用を受ける場合に、申請資産の固有の名称を記載してください。
 - (5) 「所在する場所 5」欄には、陳腐化資産の所在する事業所名及びその所在地を記載してください。
 - (6) 「現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数 6」欄には、(3)の資産につき現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数を記載しますが、貴法人が法定耐用年数より短い年数で償却費の額を計算している場合には、法定耐用年数を記載してください。
 - (7) 「承認を受けようとする使用可能期間 7」欄には、(3)の資産を事業の用に供した時から陳腐化が生じたため更新又は廃棄をすると見込まれる時までの期間（1 年未満の端数は切り捨てます。）を記載してください。
 - (8) 「陳腐化の事実」欄には、(3)の資産の陳腐化、不適応化等の理由及び事実の概要を記載してください。
 - (9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 「使用可能期間の算定の基礎」及び「陳腐化したことを証する書類」については別紙に記載することとし、別紙「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」とともに、この申請書に添付してください。
- 5 この申請書には、申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の営業報告書及び法人税確定申告書別表十六（減価償却資産の償却額の計算に関する明細書）中の 3 (3)の資産に係る部分の写し並びに申請資産の写真、カタログ等申請資産の状況が明らかになる資料を添付してください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(84 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書)

(廃止)

(84 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書)

納 税 地		法 第 号 平成 年 月 日
法 人 名 等		
代 表 者 名	殿	

国 税 局 長
財務事務官

㊟

陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請については、その申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。

承認した使用可能期間による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用できます。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等					
申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産						承 認 ・ 使 用 可 能 期 間
番 号	種 類 (設 備 の 種 類 を 含 む)	構 造 又 は 用 途	細 目	数 量	帳 簿 価 額 (千 円)	承 認 区 分 (年)

(付記事項)
この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合は、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(84 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書)

(廃 止)

改 正 前

(84 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後 改 正 前

(84 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書)

(廃 止)

(84 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書)

陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書

1 使用目的

「陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書」は、陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合には「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(85 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書)

(廃止)

(85 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書)

納 税 地		法第 号 平成 年 月 日
法 人 名 等		
代 表 者 名	殿	

国 税 局 長
財務事務官

㊟

**陳腐化資産の償却限度額の特例の
承認申請の却下通知書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請については、旧法人税法施行令第60条の2第1項に規定する陳腐化の事実が認められないので、旧同条第3項及び旧同令第155条の6の規定に基づき、これを却下します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
----------------	--------	--

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改 正 後

(85 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書)

(廃 止)

改 正 前

(85 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正後

(85 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書)

(廃止)

改正前

(85 陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書)

陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書」は、陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請について、その却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
本文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6」の箇所を二重線で抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(97 特別修繕費の金額等の認定申請書)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		特別修繕費の金額等の認定申請書		※整理番号	
				※電話ファクス番号	
法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ)				
	法人名等				
	納税地	〒	電話() -		
	(フリガナ)				
	代表者氏名	Ⓜ			
	代表者住所	〒			
	この申請に回答する係及び氏名	電話() -			
事業種目	業				
青色申告書提出の承認申請をした日		年 月 日			
同上の承認を受けた日又は受けたとみなされた日		年 月 日			

連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等				部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代表者氏名				整 理 簿	
代表者住所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
事業種目	業					

次の資産についての特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額(月数)の認定を申請します。

認定を受けようとする特別修繕費の金額又は月数

資産の種類等	1	船舶、熱風炉、溶鉱炉、溶解炉、球形ガスホルダー、貯油槽	名称等	別紙付表のとおり
特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名	2			
2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日	3	年 月 日		
3の特別修繕のために要した特別修繕費の金額	4			
認定を受けようとする特別修繕費の金額	5			
3の特別修繕の直前の特別修繕完了の日及びその日の翌日から3の日までの期間の月数	6	年 月 日 月		
認定を受けようとする月数	7			

税 理 士 署 名 押 印					Ⓜ
---------------	--	--	--	--	---

※ 税 務 署 処 理 欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
---------------	----	-----	------	-----	----

24. 06 改正

(法 1 3 2 8 - 1)

(規格 A 4)

改 正 前

(99 特別修繕費の金額等の認定申請書)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		特別修繕費の金額等の認定申請書		※整理番号	
				※電話ファクス番号	
法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ)				
	法人名等				
	納税地	〒	電話() -		
	(フリガナ)				
	代表者氏名	Ⓜ			
	代表者住所	〒			
	この申請に回答する係及び氏名	電話() -			
事業種目	業				
青色申告書提出の承認申請をした日		年 月 日			
同上の承認を受けた日又は受けたとみなされた日		年 月 日			

連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法人名等				部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代表者氏名				整 理 簿	
代表者住所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
事業種目	業					

次の資産についての特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額(月数)の認定を申請します。

認定を受けようとする特別修繕費の金額又は月数

資産の種類等	1	船舶、熱風炉、溶鉱炉、溶解炉、球形ガスホルダー、貯油槽	名称等	別紙付表のとおり
特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名	2			
2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日	3	年 月 日		
3の特別修繕のために要した特別修繕費の金額	4			
認定を受けようとする特別修繕費の金額	5			
3の特別修繕の直前の特別修繕完了の日及びその日の翌日から3の日までの期間の月数	6	年 月 日 月		
認定を受けようとする月数	7			

税 理 士 署 名 押 印					Ⓜ
---------------	--	--	--	--	---

※ 税 務 署 処 理 欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
---------------	----	-----	------	-----	----

20. 06 改正

(法 1 3 2 8 - 1)

(規格 A 4)

改 正 後

(97 特別修繕費の金額等の認定申請書)

特別修繕費の金額等の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額及び月数の認定の申請をする場合に使用してください。（この申請は、青色申告法人に限ります。）
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「資産の種類等」欄には、特別修繕準備金勘定を設けようとする資産の種類に該当する文字を○で囲みます。
 - (4) 「特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名2」欄には、(3)の資産と構造、型式及び仕様等が最も類似する資産の名称及びその所有者名を記載してください。
ただし、中古資産を取得した場合等特別の修繕を行ったことのある資産について認定を受けようとする場合には、当該資産の名称を記載してください。
 - (5) 「2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日3」欄には、(3)の資産の最近において行われた特別修繕完了の日（熱風炉等である場合には、特別の修繕をした後最初に火入れをした日をいいます。以下(7)において同じ。）を記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする特別修繕費の金額5」欄には、「3に要した特別修繕費の金額4」欄に記載した金額を基礎として算定した金額を記載してください。
 - (7) 「3の特別修繕の直前の特別修繕完了の日及びその日の翌日から3の日までの期間の月数6」欄には、(4)の資産について最近において行われた特別修繕の直前の特別修繕完了の年月日及びその日の翌日から(4)の資産について最近において行われた特別修繕完了の日までの期間の月数を記載してください。
ただし、(4)の資産について最近に行われた特別修繕が、当該資産の築造後初めて行われた場合においては、その直前において行われた特別修繕完了の年月日は、当該資産の築造完了の日（熱風炉等である場合には、築造完了後最初に火入れをなした日をいいます。）としてください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 この申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 特別修繕費の金額等の認定を受けようとする資産及び特別修繕費の算定の基礎とした類似資産（(4)の資産）につき、船舶、熱風炉等、球形ガスホルダー又は貯油槽の区分に応じ、付表1、2、3又は4により記載した書類
なお、船舶以外の資産については平成24年4月1日前に開始した事業年度のみ申請が可能です。
 - (2) 特別修繕費の金額及びその期間の月数の計算の基礎の詳細を記載した書類
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(99 特別修繕費の金額等の認定申請書)

特別修繕費の金額等の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額及び月数の認定の申請をする場合に使用してください。（この申請は、青色申告法人に限ります。）
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「資産の種類等」欄には、特別修繕準備金勘定を設けようとする資産の種類に該当する文字を○で囲みます。
 - (4) 「特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名2」欄には、(3)の資産と構造、型式及び仕様等が最も類似する資産の名称及びその所有者名を記載してください。
ただし、中古資産を取得した場合等特別の修繕を行ったことのある資産について認定を受けようとする場合には、当該資産の名称を記載してください。
 - (5) 「2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日3」欄には、(3)の資産の最近において行われた特別修繕完了の日（熱風炉等である場合には、特別の修繕をした後最初に火入れをした日をいいます。以下(7)において同じ。）を記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする特別修繕費の金額5」欄には、「3に要した特別修繕費の金額4」欄に記載した金額を基礎として算定した金額を記載してください。
 - (7) 「3の特別修繕の直前の特別修繕完了の日及びその日の翌日から3の日までの期間の月数6」欄には、(4)の資産について最近において行われた特別修繕の直前の特別修繕完了の年月日及びその日の翌日から(4)の資産について最近において行われた特別修繕完了の日までの期間の月数を記載してください。
ただし、(4)の資産について最近に行われた特別修繕が、当該資産の築造後初めて行われた場合においては、その直前において行われた特別修繕完了の年月日は、当該資産の築造完了の日（熱風炉等である場合には、築造完了後最初に火入れをなした日をいいます。）としてください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 この申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 特別修繕費の金額等の認定を受けようとする資産及び特別修繕費の算定の基礎とした類似資産（(4)の資産）につき、船舶、熱風炉等、球形ガスホルダー又は貯油槽の区分に応じ、付表1、2、3又は4により記載した書類
 - (2) 特別修繕費の金額及びその期間の月数の計算の基礎の詳細を記載した書類
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後 改 正 前

(103 特別修繕費の金額等の変更通知書)

(105 特別修繕費の金額等の認定申請書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第 号 平成 年 月 日
税 務 署 長 財務事務官		
特別修繕費の金額等の変更通知書		
平成 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる 修繕費の金額 期 間 の認定については、租税特別措置法施行令第33条の7第11項又は同令第39条の85第11項の規定 に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、下記のとおり 修繕費の金額 期 間 を変更します。		
変更後の金額又は月数を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日の属する (連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。		
記		
変更の基因となった事由		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

24. 06 改正

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第 号 平成 年 月 日
税 務 署 長 財務事務官		
特別修繕費の金額等の変更通知書		
平成 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる 修繕費の金額 期 間 の認定については、租税特別措置法施行令第33条の7第11項又は同令第39条の85第11項の規定 に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、下記のとおり 修繕費の金額 期 間 を変更します。		
変更後の金額又は月数を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日の属する (連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。		
記		
変更の基因となった事由		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

20. 06 改正

改 正 後

(103 特別修繕費の金額等の変更通知書)

特別修繕費の金額等の変更通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額等の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「修繕費の金額 期 間」の箇所については、変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。 また、船舶以外の資産について変更を行う場合は「 <u>租税特別措置法施行令</u> 」の前に「 <u>租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第383号）による改正前の</u> 」を挿入する。
変 更 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
変 更 後 の 金 額 又 は 月 数 期 間	変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「変更後の金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄を全て抹消する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(105 特別修繕費の金額等の認定申請書)

特別修繕費の金額等の変更通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額等の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「修繕費の金額 期 間」の箇所については、変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
変 更 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
変 更 後 の 金 額 又 は 月 数 期 間	変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「変更後の金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄を すべ て抹消する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(104 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号 _____
※連絡グループ整理番号 _____

(フリガナ)
法人名等 _____

納税地 〒 _____
電話() - _____

(フリガナ)
代表者氏名 _____ ㊟

代表者住所 〒 _____

事業種目 _____ 業

平成 年 月 日

税務署長殿

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	還付所得事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
区 分		請 求 金 額	※ 金 額
欠損事業年度の欠損金額	欠 損 金 額 (1)		
	同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額 (2)		
還付所得事業年度の所得金額	所 得 金 額 (3)		
	既に欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		
	差引所得金額((3)-(4)) (5)		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控 除 税 額 (8)		
	使途秘匿金額に対する税額 (9)		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)		
	差引法人税額((12)-(13)) (14)		
	還 付 金 額 ((14) × (2) / (5)) (15)		
請求期限	平成 年 月 日	確定申告書提出年月日	平成 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 _____ 金庫・組合 出張所 _____ 漁協・農協 本所・支所 _____ 預金 口座番号 _____		
	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____		
	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 _____		

(1) この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。
 イ 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
 ロ 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生日及びその事実の詳細
 (2) 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。
 イ 当初請求に係る還付金額 _____ 円
 ロ 当初請求書提出年月日 平成 年 月 日
 ハ 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日

税理士署名押印 _____ ㊟ (規格A4)

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	---------	----	-------	-------	---------

(106 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号 _____
※連絡グループ整理番号 _____

(フリガナ)
法人名等 _____

納税地 〒 _____
電話() - _____

(フリガナ)
代表者氏名 _____ ㊟

代表者住所 〒 _____

事業種目 _____ 業

平成 年 月 日

税務署長殿

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	還付所得事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
区 分		請 求 金 額	※ 金 額
欠損事業年度の欠損金額	欠 損 金 額 (1)		
	同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額 (2)		
還付所得事業年度の所得金額	所 得 金 額 (3)		
	既に欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		
	差引所得金額((3)-(4)) (5)		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控 除 税 額 (8)		
	使途秘匿金額に対する税額 (9)		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	リース特別控除取戻税額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)		
	差引法人税額((12)-(13)) (14)		
	還 付 金 額 ((14) × (2) / (5)) (15)		
請求期限	平成 年 月 日	確定申告書提出年月日	平成 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 _____ 金庫・組合 出張所 _____ 漁協・農協 本所・支所 _____ 預金 口座番号 _____		
	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____		
	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 _____		

(1) この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。
 イ 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
 ロ 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生日及びその事実の詳細
 (2) 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。
 イ 当初請求に係る還付金額 _____ 円
 ロ 当初請求書提出年月日 平成 年 月 日
 ハ 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日

税理士署名押印 _____ ㊟ (規格A4)

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	---------	----	-------	-------	---------

改 正 後

(104 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

(単 体 申 告 用)

- この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
 - 法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第 1 項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

(注) 法第 80 条第 1 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度(平成 20 年 4 月 1 日以後平成 20 年 4 月 30 日前に終了した事業年度を除く。)において生じた欠損金額については、次の①から③の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。

 - 次のイからニに掲げる法人の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13）
 - 普通法人のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下であるもの（当該事業年度終了の時ににおいて、(i)資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人、(ii)法人税法第 4 条の 7 に規定する受託法人、(iii) 相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社を除きます。）
 - 公益法人等又は協同組合等
 - 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合
 - 人格のない社団等
 - 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法 66 条の 13、平 22 法律第六号改正法附則 93）
 - 租税特別措置法第 42 条の 4 第 6 項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として平成 21 年改正前の租税特別措置法施行令第 39 条の 24 第 1 項で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後 5 年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度（平成 21 年 2 月 1 日前に終了した事業年度に限る。）において生じた欠損金額（平成 21 年改正前の租税特別措置法第 66 条の 13）
 - 法第 80 条第 4 項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
 - 解散（適格合併による解散を除く。）
 - 事業の全部の譲渡
 - 更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始
 - 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限る。）
 - 再生手続開始の決定
- 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。
- この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。この場合、還付所得事業年度が 2 以上ある場合には別葉に作成して提出してください。
 - 法第 80 条第 1 項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限

なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
 - 法第 80 条第 4 項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後 1 年以内
- この請求書の各欄は、次により記載します。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
 - 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄
 - 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表 1 の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。
 - 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

(注) 欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。
 - 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄
 - 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表 1 の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。
 - 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。

改 正 前

(106 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

(単 体 申 告 用)

- この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
 - 法人税法（以下「法」といいます。）第 80 条第 1 項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

(注) 法第 80 条第 1 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度(平成 20 年 4 月 1 日以後平成 20 年 4 月 30 日前に終了した事業年度を除く。)において生じた欠損金額については、次の①から③の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。

 - 次のイからニに掲げる法人の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13）
 - 普通法人のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下であるもの（当該事業年度終了の時ににおいて、(i)資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人、(ii)法人税法第 4 条の 7 に規定する受託法人、(iii) 相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社を除きます。）
 - 公益法人等又は協同組合等
 - 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合
 - 人格のない社団等
 - 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法 66 条の 13、平 22 法律第六号改正法附則 93）
 - 租税特別措置法第 42 条の 4 第 6 項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として平成 21 年改正前の租税特別措置法施行令第 39 条の 24 第 1 項で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後 5 年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度（平成 21 年 2 月 1 日前に終了した事業年度に限る。）において生じた欠損金額（平成 21 年改正前の租税特別措置法第 66 条の 13）
 - 法第 80 条第 4 項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
 - 解散（適格合併による解散を除く。）
 - 事業の全部の譲渡
 - 更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始
 - 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限る。）
 - 再生手続開始の決定
- 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。
- この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。この場合、還付所得事業年度が 2 以上ある場合には別葉に作成して提出してください。
 - 法第 80 条第 1 項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限

なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
 - 法第 80 条第 4 項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後 1 年以内
- この請求書の各欄は、次により記載します。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
 - 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄
 - 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表 1 の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。
 - 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

(注) 欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。
 - 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄
 - 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表 1 の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。
 - 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。

改 正 後

(104 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

- (4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄
- イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の納付の確定した法人税額(申告書別表1の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された所得に対する法人税額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額)を記載してください。
- ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
- ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。
 なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。
- ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ヘ 「連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、租税特別措置法第42条の6第5項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。
- (5) 「還付金額(15)」欄には、
$$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$$
 の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (7) 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「欠損金額(1)」から「還付金額(15)」までの各欄は、修正後の欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表1の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。
- (8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

5 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
 法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(106 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

- (4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄
- イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の納付の確定した法人税額(申告書別表1の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された所得に対する法人税額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額)を記載してください。
- ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
- ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。
 なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。
- ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、租税特別措置法第42条の6第5項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。
- (5) 「還付金額(15)」欄には、
$$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$$
 の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (7) 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「欠損金額(1)」から「還付金額(15)」までの各欄は、修正後の欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表1の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。
- (8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

5 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
 法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(107 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書)

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書 ※整理番号 ※電話グループ整理番号		※整理番号 ※電話グループ整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 単連	法人名等	
	<input type="checkbox"/> 体結	納税地	〒 _____ 電話() - _____
	<input type="checkbox"/> 法親	(フリガナ)	
法人	代表者氏名		㊟
	代表者住所	〒 _____	
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		
	法人名等		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 _____ (局 署)	
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
代表者住所	〒 _____		
※	整理番号		
税務署	部 門		
処 理 欄	決 算 期		
	業 種 番 号		
	整 理 簿		
	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査	
法人税法第135条第4項の規定に基づき、下記のとおり仮装経理法人税額の還付を請求します。 記			
仮装経理に基づく過大申告の更正の対象事業年度	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額			
還付を受けようとする仮装経理法人税額の計算	区 分	請 求 金 額	※ 金 額
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額	1	
	還付法人税額	2	
	繰越控除された法人税額	3	
仮装経理法人税額(1-2-3)	4		
法人税法第135条第4項に規定する事実の生じた日	平成 年 月 日		
(生じた事実の詳細)			
(その他参考となるべき事項)			
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合	
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号 _____	貯金口座の記号番号 _____ 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 _____	
税 理 士 署 名 押 印 _____ ㊟			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
		整 理 簿	備 考
	通信日付印	年 月 日	確 認 印

24.06改正

(規格A4)

改 正 前

(109 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書)

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書 ※整理番号 ※電話グループ整理番号		※整理番号 ※電話グループ整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 単連	法人名等	
	<input type="checkbox"/> 体結	納税地	〒 _____ 電話() - _____
	<input type="checkbox"/> 法親	(フリガナ)	
法人	代表者氏名		㊟
	代表者住所	〒 _____	
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		
	法人名等		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 _____ (局 署)	
	(フリガナ)		
	代表者氏名		
代表者住所	〒 _____		
※	整理番号		
税務署	部 門		
処 理 欄	決 算 期		
	業 種 番 号		
	整 理 簿		
	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査	
法人税法第135条第4項の規定に基づき、下記のとおり仮装経理法人税額の還付を請求します。 記			
仮装経理に基づく過大申告の更正の対象事業年度	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額			
還付を受けようとする仮装経理法人税額の計算	区 分	請 求 金 額	※ 金 額
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額	1	
	還付法人税額	2	
	繰越控除された法人税額	3	
仮装経理法人税額(1-2-3)	4		
法人税法第135条第4項に規定する事実の生じた日	平成 年 月 日		
(生じた事実の詳細)			
(その他参考となるべき事項)			
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合	
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号 _____	貯金口座の記号番号 _____ 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 _____	
税 理 士 署 名 押 印 _____ ㊟			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
		整 理 簿	備 考
	通信日付印	年 月 日	確 認 印

22.06改正

(規格A4)

改 正 後

(107 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書)

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、平成21年4月1日以後に次に掲げる事実が生じた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第135条第4項の規定によって仮装経理法人税額の還付を請求する場合に使用してください。
 - (1) 更正手続開始の決定があったこと。
 - (2) 再生手続開始の決定があったこと。
 - (3) 特別清算開始の決定があったこと。
 - (4) 法人税法施行令第24条の2第1項《再生計画認可の決定に準ずる事実等》に規定する事実
 - (5) 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして法人税法施行規則第60条の2第1項で定めるものがあつたこと（(4)に掲げるものを除きます。）。
- 2 この請求書は、法第135条第4項に規定する事実が生じた日以後1年以内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。この場合、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正の対象事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。
- 3 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
 - (3) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額」欄には、法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（－印）する法人税額 20」欄の「差引減少（－印）する法人税額」を－（マイナス）印を付さずに記載します。
 - (4) 「還付を受けようとする仮装経理法人税額の計算」の各欄
 - イ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額 1」欄には、(3)の金額を記載します。
 - ロ 「還付法人税額 2」欄には、法第135条第2項、第3項又は第7項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。
 - ハ 「繰越控除された法人税額 3」欄には、法第70条又は第81条の16の規定により控除された金額を記載します。
 - (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(109 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書)

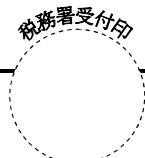

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、平成21年4月1日以後に次に掲げる事実が生じた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第135条第4項の規定によって仮装経理法人税額の還付を請求する場合に使用してください。
 - (1) 更正手続開始の決定があったこと。
 - (2) 再生手続開始の決定があったこと。
 - (3) (追加)
 - (4) 法人税法施行令第24条の2第1項《再生計画認可の決定に準ずる事実等》に規定する事実
 - (5) 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして法人税法施行規則第60条の2第1項で定めるものがあつたこと（(3)に掲げるものを除きます。）。
- 2 この請求書は、法第135条第4項に規定する事実が生じた日以後1年以内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。この場合、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正の対象事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。
- 3 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
 - (3) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額」欄には、法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（－印）する法人税額 20」欄の「差引減少（－印）する法人税額」を－（マイナス）印を付さずに記載します。
 - (4) 「還付を受けようとする仮装経理法人税額の計算」の各欄
 - イ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額 1」欄には、(3)の金額を記載します。
 - ロ 「還付法人税額 2」欄には、法第135条第2項、第3項又は第7項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。
 - ハ 「繰越控除された法人税額 3」欄には、法第70条又は第81条の16の規定により控除された金額を記載します。
 - (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(109 特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書)

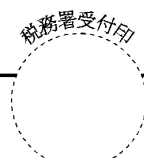

 <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p>		特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書 ※整理番号 ※連絡グループ整理番号			
		提出法人	(フリガナ) 法人名等		
□□単 体結 法親 人法 人	納税地	〒	電話() -		
	代表者氏名	(フリガナ)		⑤	
	代表者住所	〒			
	事業種目		業		
連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ) 法人名等			※	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)	税	部 門
	代表者氏名	(フリガナ)		務	決 算 期
	代表者住所	〒		署	業 種 番 号
	事業種目		業	処	整 理 簿
				欄	回 付 先
				□親署 ⇒ 子署	
				□子署 ⇒ 調査課	
特定災害防止準備金について、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第383号)による改正前の租税特別措置法施行令(以下「平成23年12月旧措置法施行令」といいます。)第32条の6項又は平成23年12月旧措置法施行令第39条の74第4項の規定によりその計算方法を □平成23年12月旧措置法施行令第32条の4第4項第1号に規定する計算方法から同項第2号に規定する計算方法 □平成23年12月旧措置法施行令第32条の4第4項第2号に規定する計算方法から同項第1号に規定する計算方法 変更又は □平成23年12月旧措置法施行令第39条の74第2項第1号に規定する計算方法から同項第2号に規定する計算方法 □平成23年12月旧措置法施行令第39条の74第2項第2号に規定する計算方法から同項第1号に規定する計算方法 変更したいので下記のとおり申請します。 記					
(計算方法を変更しようとする理由)					
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印					
※ 税 務 署 処 理 欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考

24・06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(111 特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書)

 <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p>		特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書 ※整理番号 ※連絡グループ整理番号			
		提出法人	(フリガナ) 法人名等		
□□単 体結 法親 人法 人	納税地	〒	電話() -		
	代表者氏名	(フリガナ)		⑤	
	代表者住所	〒			
	事業種目		業		
連 結 子 法 人 <small>(申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)</small>	(フリガナ) 法人名等			※	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)	税	部 門
	代表者氏名	(フリガナ)		務	決 算 期
	代表者住所	〒		署	業 種 番 号
	事業種目		業	処	整 理 簿
				欄	回 付 先
				□親署 ⇒ 子署	
				□子署 ⇒ 調査課	
特定災害防止準備金について、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。) □施行令第32条の4第6項 の規定によりその計算方法を □施行令第39条の74第4項 の規定によりその計算方法を □措置法施行令第32条の4第4項第1号に規定する計算方法から同項第2号に規定する計算方法 □措置法施行令第32条の4第4項第2号に規定する計算方法から同項第1号に規定する計算方法 変更又は □措置法施行令第39条の74第2項第1号に規定する計算方法から同項第2号に規定する計算方法 □措置法施行令第39条の74第2項第2号に規定する計算方法から同項第1号に規定する計算方法 変更したいので下記のとおり申請します。 記					
(計算方法を変更しようとする理由)					
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印					
※ 税 務 署 処 理 欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考

20・06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(109 特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書)

特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第114号)による改正前の租税特別措置法(以下「平成23年12月旧措置法」といいます。)第55条の6第1項の規定の適用を受けた同条第1項の表の第1号に規定する法人(同項又は同条第9項の規定の適用を受けた被合併法人等からその適用を受けた岩石採取場の移転を受けた合併法人等を含みます。)がその適用を受けた後の事業年度においてその選定した租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第383号)による改正前の租税特別措置法施行令(以下「平成23年12月旧措置法施行令」といいます。)第32条の4第4項各号(同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に掲げる計算の方法を変更しようとする場合又は平成23年12月旧措置法第68条の45第1項の規定の適用を受けた同条第1項に規定する連結親法人又はその連結子法人で平成23年12月旧措置法第55条の6第1項の表の第1号の上欄に掲げるもの(平成23年12月旧措置法第68条の45第1項又は第8項の規定の適用を受けた被合併法人等からその適用を受けた岩石採取場の移転を受けた合併法人等を含みます。)がその適用を受けた後の連結事業年度においてその選定した平成23年12月旧措置法施行令第39条の74第2項各号(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に掲げる計算の方法を変更しようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、新たな特定災害防止準備金の計算方法を採用しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分及び変更しようとする計算方法の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。
 - (4) 「計算方法を変更しようとする理由」欄は、この申請により特定災害防止準備金の計算方法を変更しようとする理由を具体的に記載してください。
 - (5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(111 特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書)

特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第55条の6第1項の規定の適用を受けた同条第1項の表の第1号に規定する法人(同項又は同条第9項の規定の適用を受けた被合併法人等からその適用を受けた岩石採取場の移転を受けた合併法人等を含みます。)がその適用を受けた後の事業年度においてその選定した措置法施行令(第32条の4第4項各号(同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。))に掲げる計算の方法を変更しようとする場合又は措置法第68条の45第1項の規定の適用を受けた同条第1項に規定する連結親法人又はその連結子法人で措置法第55条の6第1項の表の第1号の上欄に掲げるもの(措置法第68条の45第1項又は第8項の規定の適用を受けた被合併法人等からその適用を受けた岩石採取場の移転を受けた合併法人等を含みます。)がその適用を受けた後の連結事業年度においてその選定した措置法施行令第39条の74第2項各号(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。))に掲げる計算の方法を変更しようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、新たな特定災害防止準備金の計算方法を採用しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分及び変更しようとする計算方法の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。
 - (4) 「計算方法を変更しようとする理由」欄は、この申請により特定災害防止準備金の計算方法を変更しようとする理由を具体的に記載してください。
 - (5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(112 特別買戻損失の発生割合認定申請書)

(廃 止)

(112 特別買戻損失の発生割合認定申請書)

特別買戻損失の発生割合認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、電子計算機の製造又は販売の事業を営む単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、特別買戻損失の発生割合の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、適用を受けようとする事業年度又は連結事業年度終了の日の1月前の日までに、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第57条第3項に規定する特約に係る契約書の写し及び措置法施行令第33条第5項に規定するその事業規模、その販売する電子計算機の性能及び特約の内容が類似する他の法人の契約書の写しを添付して、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 3 各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。
 - (4) 「類似法人」の各欄
申請をする単体法人又は連結親法人とその事業規模、その販売する電子計算機の性能及び措置法施行令第33条第5項又は措置法施行令第39条の78第4項の特約の内容が類似する他の法人についてその名称、納税地（類似法人が連結子法人である場合には、当該類似法人の本店又は主たる事務所の所在地）、代表者氏名及び直近の事業年度又は連結事業年度の措置法施行令第33条第2項又は措置法施行令第39条の78第1項に規定する特別買戻損失の発生割合及びその計算の明細を記載してください。
 - (5) 「申請をする法人又は製造業者等が販売する電子計算機の機種及び性能」及び「類似法人が販売する電子計算機の機種及び性能」の各欄は、申請をする法人又は製造業者等及び類似法人が販売する電子計算機の機種及びその具体的な性能を記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする特別買戻損失の発生割合及びその計算に関する明細」欄は、認定を受けようとする特別買戻損失の発生割合及びその計算に関する明細を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(127 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の
損金算入に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、法人税法（以下「法」といいます。）第53条第5項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合には、適格現物出資を除き、同法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合には、それぞれ適格であることを要しませんが、また法第31条第3項及び第32条第3項若しくは法施行令第133条の2第3項及び第139条の4第8項の規定を適用する場合には、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除き、法第52条第7項の規定を適用する場合で残余財産の確定のときは、その残余財産の分配が現物分配に該当しないものに限り、以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください（法施行令第155条の6の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法31③	21の2	55の5⑧	21の4
32③	21の3	68の44⑦	22の46
42⑦	24の3	55の6⑩	21の5⑨
44⑤	24の6	68の45⑨	22の47⑨
45⑦	24の7	55の7⑧	21の5⑩
47⑦	24の8	68の46⑦	22の47⑩
48⑦	24の10	57の5⑬	21の12②
49⑤	24の12	68の55⑭	22の56②
50⑥	25	57の6⑨	21の13
52⑦	25の6	68の56⑩	22の57
53⑤	25の8	57の8⑪	21の14⑤
令133の2③	27の18	68の58⑩	22の58⑤
139の4⑧	28の3	58⑩	21の16⑥
		68の61⑨	22の60⑥
※ 読み替え規定有り（令155の6①②）		56⑪	21の7
		68の48⑩	22の49

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載してください。
- 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 本文の条項欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
 - 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(130 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の
損金算入に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、法人税法（以下「法」といいます。）第53条第5項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合には、適格現物出資を除き、同法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合には、それぞれ適格であることを要しませんが、また法第31条第3項及び第32条第3項若しくは法施行令第133条の2第3項及び第139条の4第8項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除き、法第52条第7項の規定を適用する場合で残余財産の確定のときは、その残余財産の分配が現物分配に該当しないものに限り、以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください（法施行令第155条の6の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法31③	21の2	55の5⑧	21の4
32③	21の3	68の44⑦	22の46
42⑦	24の3	55の6⑩	21の5⑨
44⑤	24の6	68の45⑨	22の47⑨
45⑦	24の7	55の7⑧	21の5⑩
47⑦	24の8	68の46⑦	22の47⑩
48⑦	24の10	57の5⑬	21の12②
49⑤	24の12	68の55⑭	22の56②
50⑥	25	57の6⑨	21の13
52⑦	25の6	68の56⑩	22の57
53⑤	25の8	57の8⑪	21の14⑤
令133の2③	27の18	68の58⑩	22の58⑤
139の4⑧	28の3	58⑩	21の16⑥
		68の61⑨	22の60⑥
※ 読み替え規定有り（令155の6①②）		56⑪	21の7
		68の48⑩	22の49

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。ただし、法施行規則第21条の2第4号に掲げる事項及び同規則第21条の3第4号に掲げる事項については、別表16(1)から別表16(6)までに定める書式に代え、これらの別表の書式と異なる書式（これらの別表の書式に定める項目を記載しているものに限り、以下同じ。）によることができます。
- 4 届出書の各欄は、次により記載してください。
- 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 本文の条項欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
 - 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(189 個別帰属額等一覧表)

個別帰属額等の一覧表

連結事業年度	:	:	連結親	
又は課税事業年度	:	:	法人名	

連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等は、次のとおりであり、その計算の基礎は別添の連結法人に係る個別帰属額等の届出書のとおりです。

一連番号	法人名	納税地等	売上金額		期中加入
			個別所得金額又は個別欠損金額	個別帰属額	
	連結親法人		百万円	円	
			外	円	
連 結 子 法 人	1		外		
			外		
			外		
			外		
			外		
			外		
			外		
連結子法人数 _____ 法人	連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額		外		

(規格 A 4)

参 考	期首の連結子法人数	法人
	期中	
	加入した連結子法人数	法人
	離脱した連結子法人数	法人
	期末の連結子法人数	法人

24.06 改正

改 正 前

(193 個別帰属額等一覧表)

個別帰属額等の一覧表

連結	:	:	連結親	
事業年度	:	:	法人名	

連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等は、次のとおりであり、その計算の基礎は別添の連結法人に係る個別帰属額等の届出書のとおりです。

一連番号	法人名	納税地等	売上金額		期中加入
			個別所得金額又は個別欠損金額	個別帰属額	
	連結親法人		百万円	円	
			外	円	
連 結 子 法 人	1				
連結子法人数 _____ 法人	連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額				

(規格 A 4)

参 考	期首の連結子法人数	法人
	期中	
	加入した連結子法人数	法人
	離脱した連結子法人数	法人
	期末の連結子法人数	法人

23.12 改正

改 正 後

(189 個別帰属額等一覧表)

「個別帰属額等の一覧表」の記載要領

1 この一覧表は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。

また、この一覧表は、復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の記載事項》の規定により、連結親法人が、各課税事業年度の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保に関する特別措置法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、復興特別法人税申告書の添付書類として提出してください。

なお、連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税及び連結復興特別法人税の個別帰属額を記載したこの一覧表及びこれらの個別帰属額に関する書類を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額の一覧表及びその個別帰属額に関する書類を復興特別法人税申告書に添付したものと取り扱われますので、これらの書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。

- (注) 1 この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。
2 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「連結親法人の事業等の概況に関する書類」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。
3 「個別帰属額に関する書類」は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書及びその付表並びに個別帰属額の計算の基礎を記載した書類〔別表三(二)～別表十七(四)〕及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表）の各様式）を使用して作成してください。

なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個別帰属額の計算の基礎を記載した書類〔別表三(二)～別表十七(四)〕及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表〕の添付を省略することができます。

2 各欄の記載要領

- (1) 「納税地等」欄は、連結親法人にあつては納税地を記載し、連結子法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
(2) 「売上金額」欄は、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。）を百万円単位（百万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。
(3) 「個別所得金額及び個別欠損金額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額及び個別欠損金額1」欄の金額を記載してください。
(4) 「個別帰属額」欄の本書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類によりそれぞれ次の金額を記載してください。
イ 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」欄
ロ 連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄
ハ 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄
(5) 「個別帰属額」欄の外書には「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表」の「連結復興特別法人税個別帰属額3」欄の金額を記載してください。
(6) 「期中加入」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（加入）」を提出した子法人について○を付してください。
(7) 「連結子法人数 法人」欄は、連結子法人数の合計を記載してください。
(8) 「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額等」欄は、連結親法人及び全ての連結子法人に係る個別帰属額等の合計を記載してください。
(9) 「参考」欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。
なお、「加入した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。

(注) この一覧表に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

改 正 前

(193 個別帰属額等一覧表)

「個別帰属額等の一覧表」の記載要領

1 この一覧表は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。

(追 加)

- (注) 1 この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。
2 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「連結親法人の事業等の概況に関する書類」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。
3 「個別帰属額に関する書類」は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書及び個別帰属額の計算の基礎を記載した書類〔別表三(二)～別表十七(四)〕の各様式）を使用して作成してください。
なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個別帰属額の計算の基礎を記載した書類〔別表三(二)～別表十七(四)〕の添付を省略することができます。

2 各欄の記載要領

- (1) 「納税地等」欄は、連結親法人にあつては納税地を記載し、連結子法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
(2) 「売上金額」欄は、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。）を百万円単位（百万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。
(3) 「個別所得金額及び個別欠損金額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額及び個別欠損金額1」欄の金額を記載してください。
(4) 「個別帰属額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類によりそれぞれ次の金額を記載してください。
イ 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」欄
ロ 連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄
ハ 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄
(追 加)
(5) 「期中加入」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（加入）」を提出した子法人について○を付してください。
(6) 「連結子法人数 法人」欄は、連結子法人数の合計を記載してください。
(7) 「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額等」欄は、連結親法人及び全ての連結子法人に係る個別帰属額等の合計を記載してください。
(8) 「参考」欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。
なお、「加入した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。
(注) この一覧表に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

改 正 後

(192 更正の請求書 (連結申告用))

		更正の請求書 (連結申告用)		※整理番号 _____				
平成 年 月 日		(フリガナ) 法人名 _____	納税地 〒 _____ 電話 () _____	※連絡先電話番号 _____				
税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名 _____	代表者住所 〒 _____	事業種目 _____ 業				
国税通則法第23条 法人税法第82条 租税特別措置法第68条の88の規定に基づき、自平成 年 月 日 連結事業年度の連結確定申告に係る課税標準等 至平成 年 月 日 連結事業年度の連結確定申告に係る課税標準等 について下記のとおり更正の請求をします。								
記								
区 分		この請求前の金額	更正の請求金額					
連結所得	連結所得金額又は連結欠損金額		1	円				
	内訳	軽減税率適用連結所得金額	2					
		その他の金額(1-2)	3					
	法人税額		4					
法人税額の特別控除額		5						
差引法人税額(4-5)		6						
連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		7						
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額		8					
	同上に対する税額		9					
連結留保金	課税連結留保金額		10					
	同上に対する税額		11					
使途秘匿金	使途秘匿金額		12					
	同上に対する税額		13					
法人税額計(6+7+9+11+13)		14						
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		15						
控除税額		16						
差引連結所得に対する法人税額(14-15-16)		17						
連結中間申告分の法人税額		18						
差引	納付すべき法人税額		19					
	還付金額		20					
翌期へ繰り越す連結欠損金		21						
(更正の請求をする理由等)								
修正申告書提出年月日		平成 年 月 日	添付書類					
更正決定通知書受理年月日		平成 年 月 日						
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 _____ 本店・支店 _____ 金庫・組合 _____ 出張所 _____ 漁協・農協 _____ 本所・支所 _____ 預金口座番号 _____		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____					
	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 _____							
税理士署名押印 _____								
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印

24.06 改正

改 正 前

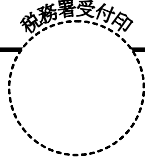
(196 更正の請求書 (連結申告用))

		更正の請求書 (連結申告用)		※整理番号 _____				
平成 年 月 日		(フリガナ) 法人名 _____	納税地 〒 _____ 電話 () _____	※連絡先電話番号 _____				
税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名 _____	代表者住所 〒 _____	事業種目 _____ 業				
国税通則法第23条 法人税法第82条 租税特別措置法第68条の88の規定に基づき、自平成 年 月 日 連結事業年度の連結確定申告に係る課税標準等 至平成 年 月 日 連結事業年度の連結確定申告に係る課税標準等 について下記のとおり更正の請求をします。								
記								
区 分		この請求前の金額	更正の請求金額					
連結所得	連結所得金額又は連結欠損金額		1	円				
	内訳	軽減税率適用連結所得金額	2					
		その他の金額(1-2)	3					
	法人税額		4					
法人税額の特別控除額		5						
差引法人税額(4-5)		6						
リース特別控除取戻税額		7						
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額		8					
	同上に対する税額		9					
連結留保金	課税連結留保金額		10					
	同上に対する税額		11					
使途秘匿金	使途秘匿金額		12					
	同上に対する税額		13					
法人税額計(6+7+9+11+13)		14						
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		15						
控除税額		16						
差引連結所得に対する法人税額(14-15-16)		17						
連結中間申告分の法人税額		18						
差引	納付すべき法人税額		19					
	還付金額		20					
翌期へ繰り越す連結欠損金		21						
(更正の請求をする理由等)								
修正申告書提出年月日		平成 年 月 日	添付書類					
更正決定通知書受理年月日		平成 年 月 日						
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 _____ 本店・支店 _____ 金庫・組合 _____ 出張所 _____ 漁協・農協 _____ 本所・支所 _____ 預金口座番号 _____		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____					
	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 _____							
税理士署名押印 _____								
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印

24.01 改正

改 正 後

(198 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

 <p>連結欠損金の繰戻しによる還付請求書</p>		※整理番号	
		※連結グループ整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法人名		
	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名		㊟
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記			
欠損連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	還付所得 連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
区 分		請求金額	※金額
欠損連結 事業年度の 連結欠 損金額	連結欠損金額	(1)	
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額	(2)	
還付所得 連結事業 年度の連 結所得金 額	連結所得金額	(3)	
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額	(4)	
	差引連結所得金額 ((3)-(4))	(5)	
還付所得 連結事業 年度の法 人税額	納付の確定した法人税額	(6)	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)	
	控除税額	(8)	
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)	
	連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(11)	
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))	(12)	
	既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)	
差引法人税額 ((12)-(13))	(14)		
還付金額 ((14) × (2) / (5))	(15)		
請求期限	平成 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成 年 月 日
還付される税金 の受取場所	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
	(1) この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。 イ 期限後提出の場合には、連結確定申告書その提出期限までに提出することができなかった事情の詳細 ロ 法人税法第81条の31第3項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細 (2) 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった連結欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。 イ 当初請求に係る還付金額 円 ロ 当初請求書提出年月日 平成 年 月 日 ハ 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日		
税理士署名押印	㊟		
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
		整理 簿	備考
	通信日付印	年 月 日	確認 印

24.06改正

(規格 A 4)

改 正 前

(202 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

 <p>連結欠損金の繰戻しによる還付請求書</p>		※整理番号	
		※連結グループ整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法人名		
	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名		㊟
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記			
欠損連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	還付所得 連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
区 分		請求金額	※金額
欠損連結 事業年度の 連結欠 損金額	連結欠損金額	(1)	
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額	(2)	
還付所得 連結事業 年度の連 結所得金 額	連結所得金額	(3)	
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額	(4)	
	差引連結所得金額 ((3)-(4))	(5)	
還付所得 連結事業 年度の法 人税額	納付の確定した法人税額	(6)	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)	
	控除税額	(8)	
	使途秘匿金額に対する税額	(9)	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)	
	リース特別控除取戻税額	(11)	
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))	(12)	
	既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	(13)	
差引法人税額 ((12)-(13))	(14)		
還付金額 ((14) × (2) / (5))	(15)		
請求期限	平成 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成 年 月 日
還付される税金 の受取場所	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
	(1) この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。 イ 期限後提出の場合には、連結確定申告書その提出期限までに提出することができなかった事情の詳細 ロ 法人税法第81条の31第3項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細 (2) 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった連結欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。 イ 当初請求に係る還付金額 円 ロ 当初請求書提出年月日 平成 年 月 日 ハ 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日		
税理士署名押印	㊟		
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
		整理 簿	備考
	通信日付印	年 月 日	確認 印

23.06改正

(規格 A 4)

改 正 後

(198) 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
 - (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第81条の31第1項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

(注) 法第81条の31第1項の規定は、平成14年4月1日から平成26年3月31日までの間に終了する各連結事業年度(平成20年4月1日以後平成20年4月30日前に終了した連結事業年度を除く。)において生じた連結欠損金額については、連結親法人が次のイ又はロに掲げる法人の平成21年2月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。(租税特別措置法第68条の98①)

 - イ 普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの(当該事業年度終了の時ににおいて、(i)資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人、(ii)法人税法第4条の7に規定する受託法人、(iii)相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。)又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除きます。)
 - ロ 協同組合等である連結親法人
 - (2) 法第81条の31第3項の規定によって連結親法人につき次に掲げる解散等の事実(以下「解散等の事実」といいます。)が生じた場合に、当該事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
 - イ 解散(適格合併による解散を除く。)
 - ロ 更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始
 - ハ 再生手続開始の決定
- 2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度(以下「還付所得連結事業年度」といいます。)から、当該連結欠損金額の生じた連結事業年度(以下「欠損連結事業年度」といいます。)の前連結事業年度までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限りて請求することができます。
- 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人の場合は2通)、提出してください。この場合、還付所得連結事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。
 - (1) 法第81条の31第1項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限

なお、やむを得ない事情によって連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
 - (2) 法第81条の31第3項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限又は解散等の事実が生じた日以後1年以内(連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。)
- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「※」欄は、記載しないでください。
 - (2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄
 - イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額(申告書別表1の2の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額)を記載してください。
 - ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

(注) 欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。
 - (3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄
 - イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額(申告書別表1の2の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額)を記載してください。
 - ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額を記載してください。
 - (4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄
 - イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の納付の確定した法人税額(申告書別表1の2の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された連結所得に対する法人税額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額)を記載してください。
 - ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
 - ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の

改 正 前

(202) 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
 - (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第81条の31第1項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

(注) 法第81条の31第1項の規定は、平成14年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する各連結事業年度(平成20年4月1日以後平成20年4月30日前に終了した連結事業年度を除く。)において生じた連結欠損金額については、連結親法人が次のイ又はロに掲げる法人の平成21年2月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。(租税特別措置法第68条の98①)

 - イ 普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの(当該事業年度終了の時ににおいて、(i)資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人、(ii)法人税法第4条の7に規定する受託法人、(iii)相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。)又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除きます。)
 - ロ 協同組合等である連結親法人
 - (2) 法第81条の31第3項の規定によって連結親法人につき次に掲げる解散等の事実(以下「解散等の事実」といいます。)が生じた場合に、当該事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
 - イ 解散(適格合併による解散を除く。)
 - ロ 更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始
 - ハ 再生手続開始の決定
- 2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度(以下「還付所得連結事業年度」といいます。)から、当該連結欠損金額の生じた連結事業年度(以下「欠損連結事業年度」といいます。)の前連結事業年度までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限りて請求することができます。
- 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人の場合は2通)、提出してください。この場合、還付所得連結事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。
 - (1) 法第81条の31第1項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限

なお、やむを得ない事情によって連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
 - (2) 法第81条の31第3項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後1年以内(連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。)
- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「※」欄は、記載しないでください。
 - (2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄
 - イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額(申告書別表1の2の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額)を記載してください。
 - ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

(注) 欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。
 - (3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄
 - イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額(申告書別表1の2の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額)を記載してください。
 - ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額を記載してください。
 - (4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄
 - イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の納付の確定した法人税額(申告書別表1の2の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された連結所得に対する法人税額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額)を記載してください。
 - ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
 - ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の

改

正

後

改

正

前

(198 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

合計額を記載してください。

なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。

- ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第68条の67第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第18節（連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- へ 「連結納税の承認を取消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、租税特別措置法第68条の11第5項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。
- (5) 「還付金額(15)」欄には、 $((14) \times (2) / (5))$ の算式によって計算した金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (7) 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった連結欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「連結欠損金額(1)」から「還付金額(15)」までの各欄は、修正後の連結欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表1の2の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。
- (8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

5 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(202 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

合計額を記載してください。

なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。

- ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第68条の67第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第18節（連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- へ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、租税特別措置法第68条の11第5項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。
- (5) 「還付金額(15)」欄には、 $((14) \times (2) / (5))$ の算式によって計算した金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (7) 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった連結欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「連結欠損金額(1)」から「還付金額(15)」までの各欄は、修正後の連結欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表1の2の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。
- (8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

5 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(202 復興特別法人税額の加算税の賦課決定通知書 (正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- 自平成 年 月 日、自平成 年 月 日 又は 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
課税事業年度分の処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないうで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(202 復興特別法人税額の加算税の賦課決定通知書 (正本))

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(200 更正の請求書 (復興特別法人税用))

(200 更正の請求書 (復興特別法人税用))

税務署受付印 更正の請求書 (復興特別法人税用)		※整理番号	
		※電話/ホームページ番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法人名等		
	納税地	〒	
	(フリガナ) 代表者又は 清算人氏名	☑	
	代表者住所	〒	
	事業種目	業	

(新 設)

国税通則法第23条、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第57条、租税特別措置法第66条の4又は同法第68条の88の規定に基づき、自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 課税事業年度の復興特別法人税の申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区 分		この請求前の金額	更正の請求金額
課税標準法人税額の計算	法人税額	(1)	円
	法人税額の特別控除額	(2)	
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(3)	
	基準法人税額 (1) - (2) + (3)	(4)	
	課税標準法人税額 (4)又は(4) × ー	(5)	
復興特別法人税額 (5) × 10%		(6)	
控除税額		(7)	
差引	納付すべき復興特別法人税額 (6) - (7)	(8)	
還付金額		(9)	

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日	平成 年 月 日	添付書類
更正決定通知書受理年月日	平成 年 月 日	
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号
	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等	

税理士署名押印	☑
---------	---

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	---------	----	-------	-------	---------

改 正 後

(200 更正の請求書 (復興特別法人税))

更正の請求書 (復興特別法人税) の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる事実該当する場合等に、国税通則法第23条又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 (以下「復興財源確保法」といいます。) 第57条の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した復興特別法人税申告書及び修正申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、復興特別法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと (申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む)。
 - (2) 法人税又は復興特別法人税の修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の課税事業年度の復興特別法人税に係る課税標準法人税額又は税額が過大となる場合 (還付金額については過少となる場合)。
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限 (申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申請期限) から5年以内
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 復興財源確保法第57条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第66条の4第16項又は同法第68条の88第17項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限 (申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申請期限) から6年以内

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1通 (調査課所管法人の場合は2通) 作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄の記載は、次によります。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求のもとになる復興特別法人税申告書 (当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書) に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、復興特別法人税申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、復興財源確保法第57条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等 (該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(200 更正の請求書 (復興特別法人税))

(新 設)

改正後

(201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

納税地	
法人名等	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 号
年 月 日
税務署長
財務事務官 印

復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

..... 自 年 月 日
至 年 月 日 課税事業年度分の復興特別法人税について下記のとおり復興特別法人税額等
の 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区 分		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準法人税額	法人税額	1	円
	法人税額の特別控除額	2	
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	3	
	基準法人税額	4	
	課税標準法人税額	5	
復興特別法人税額		6	
控除税額		7	
差引復興特別法人税額		8	
還付復興特別所得税額		9	
差引合計税額		10	
既に納付の確定した復興特別法人税額		11	
差引納付すべき又は減少(-印)する復興特別法人税額		12	

この通知により納付すべき又は減少(-印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区 分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正前

(201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

(新 設)

改 正 後

(201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ
れていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た
後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
することができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

(新 設)

改 正 後

(201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

(新 設)

改 正 後

(201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ
れていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た
後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
することができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき
は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

(新 設)

改 正 後

(201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(201 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正本))

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(202 復興特別法人税額の加算税の賦課決定通知書 (正本))

(202 復興特別法人税額の加算税の賦課決定通知書 (正本))

納税地	
法人名等	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 号
年 月 日
税務署長
財務事務官 印

(新 設)

復興特別法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり復興特別法人税に係る加算税を賦課決定します。

課税事業年度	区 分	加算税の計算の 基礎となる税額	加算税の額
自 年 月 日 至 年 月 日	申告 加算税	賦課決定額	円
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	

- 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付(注)してください。
なお、納付書には、納付すべき加算税の額を事業年度ごとにそれぞれ別葉にして書いてください。
- (注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(207 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

1 使用目的

「源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」(FCC3PA6,FCG5PC2)(以下「通知書」という。)は、①所得税法第221条の規定による源泉所得税の本税の納税の告知、②国税通則法第67条に規定する不納付加算税及び③同法第68条第3項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。

2 出力対象

「源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書」(FC G5PA1)(以下「本税徴収決議書」という。)又は「不納付加算税賦課決定決議書(特殊文書発送件名簿)」(FC C3PA2)(以下「加算税賦課決定決議書」という。)(以下これらを「決議書」という。)により決裁を受けたものを対象として出力する。

3 出力時期

決議書により決裁を受けた後、出力する。

なお、本税徴収決議書に係るものについては、通知書の出力前に「特殊文書発送件名簿出力」画面から発送要及び施行年月日の入力を行うことに留意する。

4 出力順序

次の決議書の区分に応じて、それぞれに掲げる順序で出力する。

(1) 本税徴収決議書

①施行年月日、②調査区分、③決定区分、④整理番号

(注) 本税徴収決議書の出力順と同じである。

(2) 加算税賦課決定決議書

決議番号

(注) 加算税賦課決定決議書の出力順と同じである。

5 出力要領

(1) 出力様式

本税の納税の告知、不納付加算税及び重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。

なお、通知書は上段部分に通知証、中段部分に「領収済通知書」、下段部分に「領収控兼払込取扱票」、「払込取扱票」及び「領収証書兼払込金受領書」の構成により出力する。また、通知書裏面の上段部分には通知書の本税等の内訳(以下「通知書裏面」という。)を印字する。

(2) 主な出力項目の内容

イ 通知書(共通部分)

項 目	内 容
標 題	当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「*」(アスタリスク)を印字して抹消する。
住所(所在地)及び氏名(法人名)	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所(所在地)及び氏名(法人名)を印字する。この場合、住所(所在地)又は氏名(法人名)が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。 また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。 住所(所在地):上段部分(通知書) 漢字75文字、半角カナ150文字 中段部分(領収済通知書) 漢字50文字、半角カナ100文字 氏名(法人名):上段部分(通知書) 漢字45文字、半角カナ90文字 中段部分(領収済通知書) 漢字44文字、半角カナ88文字 下段部分(領収控兼払込取扱票) 漢字43文字、半角カナ86文字 下段部分(払込取扱票) 漢字20文字、半角カナ40文字 下段部分(領収証書兼払込金受領証) 漢字43文字、半角カナ86文字

改 正 前

(206 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

1 使用目的

「源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」(FCC3PA6,FCG5PC2)(以下「通知書」という。)は、①所得税法第221条の規定による源泉所得税の本税の納税の告知、②国税通則法第67条に規定する不納付加算税及び③同法第68条第3項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。

2 出力対象

「源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書」(FC G5PA1)(以下「本税徴収決議書」という。)又は「不納付加算税賦課決定決議書(特殊文書発送件名簿)」(FC C3PA2)(以下「加算税賦課決定決議書」という。)(以下これらを「決議書」という。)により決裁を受けたものを対象として出力する。

3 出力時期

決議書により決裁を受けた後、出力する。

なお、本税徴収決議書に係るものについては、通知書の出力前に「特殊文書発送件名簿出力」画面から発送要及び施行年月日の入力を行うことに留意する。

4 出力順序

次の決議書の区分に応じて、それぞれに掲げる順序で出力する。

(1) 本税徴収決議書

①施行年月日、②調査区分、③決定区分、④整理番号

(注) 本税徴収決議書の出力順と同じである。

(2) 加算税賦課決定決議書

決議番号

(注) 加算税賦課決定決議書の出力順と同じである。

5 出力要領

(1) 出力様式

本税の納税の告知、不納付加算税及び重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。

なお、通知書は上段部分に通知証、中段部分に「領収済通知書」、下段部分に「領収控兼払込取扱票」、「払込取扱票」及び「領収証書兼払込金受領書」の構成により出力する。また、通知書裏面の上段部分には通知書の本税等の内訳(以下「通知書裏面」という。)を印字する。

(2) 主な出力項目の内容

イ 通知書(共通部分)

項 目	内 容
標 題	当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「*」(アスタリスク)を印字して抹消する。
住所(所在地)及び氏名(法人名)	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所(所在地)及び氏名(法人名)を印字する。この場合、住所(所在地)又は氏名(法人名)が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。 また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。 住所(所在地):上段部分(通知書) 漢字75文字、半角カナ150文字 中段部分(領収済通知書) 漢字50文字、半角カナ100文字 氏名(法人名):上段部分(通知書) 漢字45文字、半角カナ90文字 中段部分(領収済通知書) 漢字44文字、半角カナ88文字 下段部分(領収控兼払込取扱票) 漢字43文字、半角カナ86文字 下段部分(払込取扱票) 漢字20文字、半角カナ40文字 下段部分(領収証書兼払込金受領証) 漢字43文字、半角カナ86文字

改正後

(207 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

項目	内容
	※ 法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。
税目	「源泉所得税」を印字する。
信託の名称	何も印字しない。
納期等の区分	賦課決定を行う年月分の(自)(至)を印字する
徴定区分	「告知」(34)を印字する。
法定納期限	「内訳は裏面のとおりで。」を印字する。
納期限	国税通則法施行令第8条第1項の規定による納期限を印字する。
本税	本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額(通知書裏面の「本税」欄に出力された()書の金額)は印字しない。
重加算税	賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。
不納付加算税	賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。
告知額計	賦課決定を行った本税、重加算税及び不納付加算税の合計額を印字する。
延滞税	通知書裏面の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。
内訳説明及び補完表示	(本税等の内訳は裏面のとおりで。)を印字する。 また、住所(所在地)又は氏名(法人名)に印字されない箇所がある場合には、「*」(アスタリスク)を印字する。
主文	当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には、主文中の「上記の「重加算税」及び「不納付加算税」のとおりで、加算税の賦課決定をします。」に「*」(アスタリスク)を印字して抹消する。 また、加算税の賦課決定がある場合には、「重加算税」又は「不納付加算税」の有無に応じて、該当しない部分を同様に抹消する。
第号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。
平成年月日	「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。
国税収納命令官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。
官印	税務署長印を印字する。
納付場所及び不服申立て等について	納付場所及び教示文を印字する。
ロ 領収済通知書	
項目	内容
年度	所属する会計年度を印字する。
税務署名及び税務署番号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。
整理番号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
合計額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。

改正前

(206 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

項目	内容
	※ 法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。
税目	「源泉所得税」を印字する。
信託の名称	何も印字しない。
納期等の区分	賦課決定を行う年月分の(自)(至)を印字する
徴定区分	「告知」(34)を印字する。
法定納期限	「内訳は裏面のとおりで。」を印字する。
納期限	国税通則法施行令第8条第1項の規定による納期限を印字する。
本税	本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額(通知書裏面の「本税」欄に出力された()書の金額)は印字しない。
重加算税	賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。
不納付加算税	賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。
告知額計	賦課決定を行った本税、重加算税及び不納付加算税の合計額を印字する。
延滞税	通知書裏面の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。
内訳説明及び補完表示	(本税等の内訳は裏面のとおりで。)を印字する。 また、住所(所在地)又は氏名(法人名)に印字されない箇所がある場合には、「*」(アスタリスク)を印字する。
主文	当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には、主文中の「上記の「重加算税」及び「不納付加算税」のとおりで、加算税の賦課決定をします。」に「*」(アスタリスク)を印字して抹消する。 また、加算税の賦課決定がある場合には、「重加算税」又は「不納付加算税」の有無に応じて、該当しない部分を同様に抹消する。
第号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。
平成年月日	「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。
国税収納命令官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。
官印	税務署長印を印字する。
納付場所及び不服申立て等について	納付場所及び教示文を印字する。
ロ 領収済通知書	
項目	内容
年度	所属する会計年度を印字する。
税務署名及び税務署番号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。
整理番号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
合計額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。

改 正 後

(207 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

ハ 領収控兼払込取扱票等

項 目	内 容
コンビニエンスストア用バーコード	合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。
収 納 代 行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。
コンビニ利用期限	コンビニエンス納付に係る利用期限を印字する。

ニ 通知書裏面

項 目	内 容																																
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号（通知書と同じ。）を印字する。																																
納 期 等 の 区 分	所得種類に応じて、次表の「名称」欄のとおり表示する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 得 種 類</th> <th>名 称</th> <th>所 得 種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給 与</td> <td>俸給・給料等</td> <td>匿 名 組 合</td> <td>匿名組合契約</td> </tr> <tr> <td>退 職</td> <td>退職手当等</td> <td>配 当</td> <td>配当等</td> </tr> <tr> <td>報 酬</td> <td>報酬・料金等</td> <td>定 期 積 金</td> <td>定期積金等</td> </tr> <tr> <td>公 的 年 金</td> <td>公的年金等</td> <td>懸 賞 金 等</td> <td>懸賞金等</td> </tr> <tr> <td>生 命 保 険</td> <td>生命・損害保険契約等</td> <td>上 場 株 式</td> <td>上場株式等</td> </tr> <tr> <td>非 居 住 者</td> <td>非居住者・外国法人</td> <td>償 還 差 益</td> <td>償還差益</td> </tr> <tr> <td>利 子</td> <td>利子等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 得 種 類	名 称	所 得 種 類	給 与	俸給・給料等	匿 名 組 合	匿名組合契約	退 職	退職手当等	配 当	配当等	報 酬	報酬・料金等	定 期 積 金	定期積金等	公 的 年 金	公的年金等	懸 賞 金 等	懸賞金等	生 命 保 険	生命・損害保険契約等	上 場 株 式	上場株式等	非 居 住 者	非居住者・外国法人	償 還 差 益	償還差益	利 子	利子等		
	名 称	所 得 種 類	名 称	所 得 種 類																													
	給 与	俸給・給料等	匿 名 組 合	匿名組合契約																													
	退 職	退職手当等	配 当	配当等																													
	報 酬	報酬・料金等	定 期 積 金	定期積金等																													
	公 的 年 金	公的年金等	懸 賞 金 等	懸賞金等																													
	生 命 保 険	生命・損害保険契約等	上 場 株 式	上場株式等																													
	非 居 住 者	非居住者・外国法人	償 還 差 益	償還差益																													
利 子	利子等																																
年 月 分	支払年月を印字する																																
納 付 年 月 日	法定納期限後に自主納付された本税の納付年月日を印字する。 (注) 本税徴収のときは印字しない。																																
法 定 納 期 限	「納期等の区分」の「年月分」欄のそれぞれの支払年月に応じた法定納期限を印字する。																																
本 税	本税徴収を行う本税額を「納期等の区分」ごとにそれぞれ印字する。 なお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額を（ ）書きで印字する。																																
不納付 加算税 等	区 分 重加算税の賦課決定を行う場合には「重」と表示する。 税 額 「本税」欄に出力された金額（万円未満の端数切り捨て）に基づき5%（期限後自主納付）、10%（非違分）又は35%（重加算税賦課分）の加算税率を乗じた加算税額を印字する。																																
延 滞 税	次の算式により計算した金額を印字する。 $\frac{\text{本税額(万円未満の端数切り捨て)} \times \text{遅延日数} \times 7.3\%}{365} = \text{延滞税額}$ (注) 1 遅延日数は、「法定納期限」欄に出力された日の翌日から「納付年月日」欄に出力された日までの日数（不納付加算税に係るものは1年を限度とする。）である。 2 本税徴収を行う場合は印字しない。 3 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合とする。																																

6 記載事項

国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、次により記載する。

- 通知書の「住所（所在地）」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、〇〇国税局の職員の調査に基づき行うものです。」と記載する。
- 通知書に印字された教示文を抹消する。
- 次により記載した教示文を同封する。
イ 「…2月以内に 国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄す

改 正 前

(206 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

ハ 領収控兼払込取扱票等

項 目	内 容
コンビニエンスストア用バーコード	合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当税務署で納付してください。」の注意書を印字する。
収 納 代 行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。
コンビニ利用期限	コンビニエンス納付に係る利用期限を印字する。

ニ 通知書裏面

項 目	内 容																																
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号（通知書と同じ。）を印字する。																																
納 期 等 の 区 分	所得種類に応じて、次表の「名称」欄のとおり表示する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 得 種 類</th> <th>名 称</th> <th>所 得 種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給 与</td> <td>俸給・給料等</td> <td>匿 名 組 合</td> <td>匿名組合契約</td> </tr> <tr> <td>退 職</td> <td>退職手当等</td> <td>配 当</td> <td>配当等</td> </tr> <tr> <td>報 酬</td> <td>報酬・料金等</td> <td>定 期 積 金</td> <td>定期積金等</td> </tr> <tr> <td>公 的 年 金</td> <td>公的年金等</td> <td>懸 賞 金 等</td> <td>懸賞金等</td> </tr> <tr> <td>生 命 保 険</td> <td>生命・損害保険契約等</td> <td>上 場 株 式</td> <td>上場株式等</td> </tr> <tr> <td>非 居 住 者</td> <td>非居住者・外国法人</td> <td>償 還 差 益</td> <td>償還差益</td> </tr> <tr> <td>利 子</td> <td>利子等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 得 種 類	名 称	所 得 種 類	給 与	俸給・給料等	匿 名 組 合	匿名組合契約	退 職	退職手当等	配 当	配当等	報 酬	報酬・料金等	定 期 積 金	定期積金等	公 的 年 金	公的年金等	懸 賞 金 等	懸賞金等	生 命 保 険	生命・損害保険契約等	上 場 株 式	上場株式等	非 居 住 者	非居住者・外国法人	償 還 差 益	償還差益	利 子	利子等		
	名 称	所 得 種 類	名 称	所 得 種 類																													
	給 与	俸給・給料等	匿 名 組 合	匿名組合契約																													
	退 職	退職手当等	配 当	配当等																													
	報 酬	報酬・料金等	定 期 積 金	定期積金等																													
	公 的 年 金	公的年金等	懸 賞 金 等	懸賞金等																													
	生 命 保 険	生命・損害保険契約等	上 場 株 式	上場株式等																													
	非 居 住 者	非居住者・外国法人	償 還 差 益	償還差益																													
利 子	利子等																																
年 月 分	支払年月を印字する																																
納 付 年 月 日	法定納期限後に自主納付された本税の納付年月日を印字する。 (注) 本税徴収のときは印字しない。																																
法 定 納 期 限	「納期等の区分」の「年月分」欄のそれぞれの支払年月に応じた法定納期限を印字する。																																
本 税	本税徴収を行う本税額を「納期等の区分」ごとにそれぞれ印字する。 なお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額を（ ）書きで印字する。																																
不納付 加算税 等	区 分 重加算税の賦課決定を行う場合には「重」と表示する。 税 額 「本税」欄に出力された金額（万円未満の端数切り捨て）に基づき5%（期限後自主納付）、10%（非違分）又は35%（重加算税賦課分）の加算税率を乗じた加算税額を印字する。																																
延 滞 税	次の算式により計算した金額を印字する。 $\frac{\text{本税額(万円未満の端数切り捨て)} \times \text{遅延日数} \times 7.3\%}{365} = \text{延滞税額}$ (注) 1 遅延日数は、「法定納期限」欄に出力された日の翌日から「納付年月日」欄に出力された日までの日数（不納付加算税に係るものは1年を限度とする。）である。 2 本税徴収を行う場合は印字しない。 3 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合とする。																																

6 記載事項

国税局の職員の調査に基づいて行う処分（本税の納税の告知のみの場合を除く。）である場合には、次により記載する。

- 通知書の「住所（所在地）」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、〇〇国税局の職員の調査に基づき行うものです。」と記載する。
- 通知書に印字された教示文を抹消する。
- 次により記載した教示文を同封する。
イ 「…2月以内に 国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄す

改 正 後

(207 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

国税局名を記載する。

ロ 「…(提出先は)の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を記載する。

7 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(206 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

国税局名を記載する。

ロ 「…(提出先は)の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を記載する。


7 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(208 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書)

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		(フリガナ) 氏名又は名称	
		〒	
		住所又は本店の所在地	電話 - -
		(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ

次の給与支払事務所等につき、所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。

給 与 支 払 事 務 所 等 に 関 する 事 項	給与支払事務所等の所在地 ※ 申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒		
		電話 - -		
	申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 [外書は、臨時雇用者に係るもの]	月 区 分	支 給 人 員	支 給 額
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日				

税 理 士 署 名 押 印	Ⓜ
---------------	---

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	入 力	名 簿	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	----	---------	------------	-----	-----	--------------	-------	----------


24.06 改正

(源 1 4 0 1 - 1)

改 正 前

(207 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書)

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		(フリガナ) 名 称	
		〒	
		所 在 地	電話 - -
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	Ⓜ

所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。

申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 [外書は、臨時雇用者に係るもの]	月 区 分	支 給 人 員	支 給 額
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円

- 1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細
- 2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日

税 理 士 署 名 押 印	Ⓜ
---------------	---

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	入 力	名 簿	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	----	---------	------------	-----	-----	--------------	-------	----------

18.06 改正

(源 1 4 0 1 - 1)

(規格 A 4)

改 正 後

(208 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書)

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の記載要領等

1 源泉所得税の納期の特例の制度について

(1) 源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が常時 10 人未満である源泉徴収義務者です。

(注) 「常時 10 人未満」というのは平常の状態において 10 人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。

(2) (1)に該当する源泉徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、所轄の税務署長に申請し、その承認を受けなければなりません。

(注) この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。

(例) 申請書を提出した	(給与等)	(納期限)
月が2月中の場合	2月支給分	→ 3月10日まで
	3月～6月支給分	→ 7月10日まで

(3) この特例が適用されるのは、次に掲げる源泉所得税に限られます。

したがって、この特例の承認を受けた源泉徴収義務者であっても、次に掲げる所得以外の所得について源泉徴収した所得税額は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付しなければなりません。

イ 給与等及び退職手当等 (非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等を含みます。) について源泉徴収した所得税

ロ 弁護士 (外国法事務弁護士を含みます。)、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、計理士、会計士補、企業診断員 (企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含みます。)、測量士補、建築代理士 (建築代理士以外の者で建築に関する申請若しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続を代理することを業とするものを含みます。)、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人 (自動車又は建設機械に係る損害保険契約の保険事故に関して損害額の算定又はその損害額の算定に係る調査を行うことを業とする者をいいます。)

又は技術士補 (技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含みます。)の業務に関する報酬・料金について源泉徴収した所得税

(4) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期限までに源泉徴収した所得税を納付しなければなりません。

(支給期間)	(納期限)
1月～6月支給分	→ 7月10日まで
7月～12月支給分	→ 翌年1月20日まで

(5) 納期の特例について承認を受けていた源泉徴収義務者については、給与等の支払を受ける人が常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく税務署長に届け出なければなりません。

◎ 注意

滞納や著しい納付遅延があるような源泉徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても、滞納したり、納付遅延をしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意ください。

2 各欄の記載方法

(1) 「氏名又は名称」欄には申請者の氏名又は名称を、「住所又は本店の所在地」欄には申請者の住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に、代表者の氏名を記載してください。

(2) 「給与支払事務所等の所在地」欄は、申請者の住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。

(3) 「申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額」欄には、申請の日前6か月間の各月末の人員と各月の給与の支給金額とを記入してください。

この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。

(4) 「1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細」欄及び「2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日」欄は、該当する場合に限り必要事項を記載してください。

(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。

(6) 「※」欄は、記載しないでください。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(207 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書)

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の記載要領等

1 源泉所得税の納期の特例の制度について

(1) 源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が常時 10 人未満である源泉徴収義務者です。

(注) 「常時 10 人未満」というのは平常の状態において 10 人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。

(2) (1)に該当する源泉徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、所轄の税務署長に申請し、その承認を受けなければなりません。

(注) この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。

(例) 申請書を提出した	(給与等)	(納期限)
月が2月中の場合	2月支給分	→ 3月10日まで
	3月～6月支給分	→ 7月10日まで

(3) この特例が適用されるのは、次に掲げる源泉所得税に限られます。

したがって、この特例の承認を受けた源泉徴収義務者であっても、次に掲げる所得以外の所得について源泉徴収した所得税額は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付しなければなりません。

イ 給与等及び退職手当等 (非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等を含みます。) について源泉徴収した所得税

ロ 弁護士 (外国法事務弁護士を含みます。)、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条第3項に規定する投資顧問業者、計理士、会計士補、企業診断員 (企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含みます。)、測量士補、建築代理士 (建築代理士以外の者で建築に関する申請若しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続を代理することを業とするものを含みます。)、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人 (自動車又は建設機械に係る損害保険契約の保険事故に関して損害額の算定又はその損害額の算定に係る調査を行うことを業とする者をいいます。)

又は技術士補 (技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含みます。)に支払った報酬・料金について源泉徴収した所得税

(4) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期限までに源泉徴収した所得税を納付しなければなりません。

(支給期間)	(納期限)
1月～6月支給分	→ 7月10日まで
7月～12月支給分	→ 翌年1月10日まで

(5) 納期の特例について承認を受けていた源泉徴収義務者については、給与等の支払を受ける人が常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく税務署長に届け出なければなりません。

◎ 注意

滞納や著しい納付遅延があるような源泉徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても、滞納したり、納付遅延をしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意ください。

2 各欄の記載方法

(1) 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、申請者の名称、住所 (居所) 若しくは本店 (主たる事務所) の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。

(2) 「申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額」欄には、申請の日前6か月間の各月末の人員と各月の給与の支給金額とを記入してください。

この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。

(3) 「1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細」欄及び「2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日」欄は、該当する場合に限り必要事項を記載してください。

(4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。

(5) 「※」欄は、記載しないでください。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(208 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書)

(廃止)

(208 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書)

「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」
兼 「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」

		※整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ) 名称		
	所在地	〒	
		電話 - -	
税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名	⑩

- 源泉所得税の納期の特例（所得税法第216条）についての承認を申請します。
- また、この申請が認められた場合は、源泉所得税の納期限の特例（租税特別措置法第41条の6第1項）についても併せて適用を受けたいのでこの旨届け出ます。

(注) 1 源泉所得税の納期の特例及び源泉所得税の納期限の特例については記載要領等をご覧ください。
2 1. 又は2. のいずれかの申請又は届出を行わない場合には、1. 又は2. のいずれかを抹消してください。

申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	月区分	支給人員	支給額
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円

- 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細
- 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日

税理士署名押印	⑩
---------	---

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	名簿	通信日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	-------	-----	---------

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(208 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>(208 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の記載要領等 兼 「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」</p> <p>1 この申請書兼届出書は、源泉所得税の納期の特例（所得税法第216条）の適用を受けようとするとともに、その申請が承認された場合に併せて源泉所得税の納期限の特例（租税特別措置法第41条の6第1項）の適用を受けようとする場合に使用します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【源泉所得税の納期の特例の制度について】</p> <p>(1) 源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が常時10人未満である源泉徴収義務者です。</p> <p>(注) 「常時10人未満」というのは平常の状態において10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。</p> <p>(2) この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。</p> <p>(例) 申請書を提出した月が2月中の場合、2月支給分の給与等は3月10日まで、3月から6月支給分の給与等は7月10日まで納付することとなります。</p> <p>(3) この特例が適用されるのは、次に掲げる源泉所得税に限られます。</p> <p>したがって、この特例の承認を受けた源泉徴収義務者であっても、次に掲げる所得以外の所得について源泉徴収した所得税額は、通常の例により支払った月の翌月10日までに納付しなければなりません。</p> <p>イ 給与等及び退職手当等（非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等を含みます。）について源泉徴収した所得税額</p> <p>ロ 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条第3項に規定する投資顧問業者、計理士、会計士補、企業診断員（企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含みます。）、測量士補、建築代理士（建築代理士以外の者で建築に関する申請若しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続きを代理することを業とする者を含みます。）、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人（自動車又は建設機械に係る損害保険契約の保険事故に関して損害額の算定又はその損害額の算定に係る調査を行うことを業とする者をいいます。）又は技術士補（技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含みます。）に支払った報酬・料金について源泉徴収した所得税</p> <p>(4) この特例の承認を受けた場合には、1月から6月支給分の給与等は7月10日まで、7月から12月支給分の給与等は翌年の1月10日までに源泉徴収した所得税を納付しなければなりません。</p> <p>(5) 納期の特例について承認を受けていた源泉徴収義務者については、給与等の支払を受ける人が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく税務署長に届け出なければなりません。</p> <p>◎ 注意</p> <p>滞納や著しい納付遅延があるような源泉徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても、滞納したり、納付遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないように特にご注意願います。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【納期の特例適用者に係る納期限の特例の制度について】</p> <p>納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者が、この届出書をその年の12月20日までに提出した場合は、その届出をした年以後の各年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、翌年1月20日となります。</p> <p>(例) 申請日が12月15日の場合、その年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、翌年の1月20日となります。</p> <p>◎ 注意</p> <p>この届出書を提出した日の属する年以後の各年において、次のいずれかに該当する事実がある場合には、この納期限の特例の適用はなく、その年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、翌年1月10日となりますのでご注意ください。</p> <p>① その年の12月31日において源泉所得税の滞納があること。</p> <p>② その年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税を翌年1月20日までに納付しなかったこと。</p> </div> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、申請（届出）者の名称、住所（居所）若しくは本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。</p> <p>ただし、この申請（届出）の対象とする事務所等の所在地が申請（届出）者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この申請（届出）の対象とする事務所等の所在地を記載してください。</p> <p>(2) 「申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額」欄には、申請の日前6か月間の各月末の人員と各月の給与の支給金額とを記入してください。</p> <p>この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。</p> <p>(3) 「1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細」欄及び「2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日」欄は、該当する場合に限り必要事項を記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名押印」欄は、この申請（届出）書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(5) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>3 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(211 源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書)

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿	※整理番号	
	(フリガナ) 氏名又は名称	
	住所又は本店の所在地 〒	電話 - -
	(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ

次の給与支払事務所等につき、所得税法第 218 条の規定により、次のとおり届け出ます。

給与支払事務所に 関する事項	給与支払事務所等の所在地 ※ 提出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒
	この届出書を提出する日における給与等の支給人員 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	人 (外) 人
	給与等の支払を受ける者の数が、常時 10 人未満でなくなった理由等	

税 理 士 署 名 押 印

※ 税務署処理欄	起案	・	署 長	副署長	統括官	担当者	部 門	決算期	業種番号	入 力	名 簿	通信日付印	確認印
	決裁	・										年 月 日	

改 正 前

(211 源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書)

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿	※整理番号	
	(フリガナ) 名 称	
	所 在 地 〒	電話 - -
	(フリガナ) 代表者氏名	Ⓜ

所得税法第 218 条の規定により、次のとおり届け出ます。

この届出書を提出する日における給与等の支給人員	外 人 人
給与等の支払を受ける者の数が、常時 10 人未満でなくなった理由等	

税 理 士 署 名 押 印

※ 税務署処理欄	起案	・	署 長	副署長	統括官	担当者	部 門	決算期	業種番号	入 力	名 簿	通信日付印	確認印
	決裁	・										年 月 日	

改 正 後

(211 源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書)

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等

1 この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から所得税法第 216 条に規定する納期の特例の承認の効力が失われることとなります。

2 この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間内に源泉徴収した税額のうちその提出の日の属する月分以前の各月に源泉徴収した税額は、その提出の日の属する月の翌月 10 日までに納付し、その後の各月に源泉徴収した税額は、通常の例により支払った月の翌月 10 日までに納付していただくこととなります。

(例) この届出書を提出した 日が 3 月中の場合	(給与等) 1 月～ <u>2</u> 月支給分 <u>3</u> 月支給分 4 月支給分以降	→	(納期限) 4 月 10 日まで (※) 4 月 10 日まで 翌月 10 日まで
------------------------------	--	---	--

※ 1 月～2 月分は、納期特例分の徴収高計算書を使用し、3 月分以降は、一般分（毎月納付用）の徴収高計算書を使用してください。

3 各欄は、次により記載してください。

(1) 「氏名又は名称」欄には提出者の氏名又は名称を、「住所又は本店の所在地」欄には提出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に代表者の氏名を記載してください。

(2) 「給与支払事務所所在地」の欄は、提出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。

(3) 「この届出書を提出する日における給与等の支給人員」欄には、この届出書を提出する月における給与等の支払を受ける者（臨時に雇用している者は除きます。）の数を記載してください。
なお、臨時に雇用している者の数は外書に記載してください。

(4) 「給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等」欄には、給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等を簡記してください。
(例－「事業拡大のため」、「合併のため」等)

(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。

(6) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(211 源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書)

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等

1 この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から所得税法第 216 条に規定する納期の特例の承認の効力が失われることとなります。

2 この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間内に源泉徴収した税額のうちその提出の日の属する月分以前の各月に源泉徴収した税額は、その提出の日の属する月の翌月 10 日までに納付し、その後の各月に源泉徴収した税額は、毎月翌月 10 日までに納付していただくこととなります。

(例) この届出書を提出した 日が 3 月中の場合	(給与等) 1 月～ <u>3</u> 月支給分 4 月支給分以降	→	(納期限) 4 月 10 日まで (※) 翌月 10 日まで
------------------------------	---	---	--------------------------------------

※ 1 月～2 月分は、納期特例分の徴収高計算書を使用し、3 月分以降は、一般分（毎月納付用）の徴収高計算書を使用してください。

3 各欄は、次により記載してください。

(1) 「名称、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の名称、住所（居所）若しくは本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名を記載してください。

ただし、届出に係る事務所等の所在地が届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この届出に係る事務所等の所在地及び名称を記載してください。

(2) 「この届出書を提出する日における給与等の支給人員」欄には、この届出書を提出する月における給与等の支払を受ける者（臨時に雇用している者は除きます。）の数を記載してください。
なお、臨時に雇用している者の数は外書に記載してください。

(3) 「給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等」欄には、給与等の支払を受ける者の数が常時 10 人未満でなくなった理由等を簡記してください。
(例－「事業拡大のため」、「合併のため」等)

(4) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。

(5) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

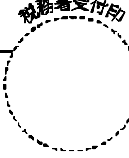
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(213 納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書)

(廃 止)

(213 納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書)

納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書

		※整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ) 名 称		
	所 在 地	〒 電話 - -	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	ⓐ	
租税特別措置法第41条の6第1項の規定による源泉所得税の納期限の特例の適用を受けたいのでこの旨届け出ます。			
その他の参考事項			

税 理 士 署 名 押 印	ⓑ
---------------	---

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	名簿	通信日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	-------	-------	---------

(注意事項)

- この届出書は、所得税法第216条に規定する源泉所得税の納期の特例の承認を受けている者が租税特別措置法第41条の6第1項の規定による源泉所得税の納期限の特例の適用を受けようとする場合に使用します。
- この届出書はその年の12月20日までに提出した場合には、その届出をした年以後の各年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、翌年1月20日となります。
ただし、この届出書を提出した日の属する年以後の各年において、次のいずれかに該当する事実がある場合には、この納期限の特例の適用はなく、その年7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、翌年1月10日となりますので注意してください。
(1) その年12月31日において源泉所得税の滞納があること。
(2) その年7月から12月までの間に源泉徴収した所得税を翌年1月20日までに納付しなかったこと。

(届出書の書き方)

- 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の名称、住所(居所)若しくは本店(主たる事務所)の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。
- 「その他の参考事項」欄には、上記1のただし書による記入をする場合に届出者の名称及び住所(居所)若しくは本店(主たる事務所)の所在地を記載するほか、参考となる事項を記載してください。
- 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。
- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(規格 A 4)

(214 納期の特例適用者に係る納期限の特例の取りやめに関する届出書)

(廃 止)

(214 納期の特例適用者に係る納期限の特例の取りやめに関する届出書)

納期の特例適用者に係る納期限の特例の取りやめに関する届出書

		※整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ) 名 称		
	所 在 地	〒	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	電 話	- -
税務署長殿			
租税特別措置法第41条の6第1項の規定による源泉所得税の納期限の特例の適用を受けることを取りやめたいのでこの旨届け出ます。			
そ の 他 の 参 考 事 項	(届出書の提出 年 月 日)		
税 理 士 署 名 押 印			

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	名簿	通信日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	-------	-------	---------

(注意事項)

- この届出書は、租税特別措置法第41条の6第1項の規定による源泉所得税の納期限の特例の適用を受けている者が、同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合に、租税特別措置法施行令第26条の8第1項の規定により届け出るときに使用します。
- この届出書を提出した場合には、提出をした日の属する年以後の年においては、租税特別措置法第41条の6第1項の規定は適用されません。
したがって、この届出書を提出した日の属する年以後における、7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は翌年1月10日となります。

(届出書の書き方)

- 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の名称、住所(居所)若しくは本店(主たる事務所)の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。
- 「その他の参考事項」欄には、上記1のただし書による記載をする場合に届出者の名称及び住所(居所)若しくは本店(主たる事務所)の所在地を記載するほか、租税特別措置法第41条の6第1項に規定する届出書の提出年月日及び参考となる事項を記載してください。
- 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。
- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(規格
A
4
)

改 正 後 改 正 前

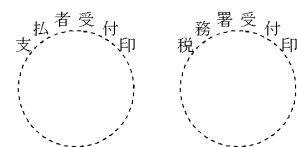
(261) 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書（割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。）

(263) 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書（割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。）

様式 11
FORM

租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書
(割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。)

(税務署整理欄)
For official use only



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES AND REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION
この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

通信日付印	・
確認印	
還付金；有、無	

税務署長殿
To the District Director, Tax Office
1 還付の請求をする者（所得の支払を受ける者）に関する事項；
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Income)

氏名 フリガナ Furigana 又は Full name (Note 5)	名称(注5)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		(電話番号 Telephone Number)

2 還付請求金額に関する事項；
Details of Refund

(1) 還付を請求する還付金の種類；（該当する下記の条項の□欄に✓印を付してください（注6）。）
Kind of Refund claimed; (Check applicable block below (Note 6).)

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第15条第1項 Ministerial Ordinance of the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, paragraph 1 of Article 15

第1号 (Subparagraph 1)
 第3号 (Subparagraph 3)
 第5号 (Subparagraph 5)
 第7号 (Subparagraph 7)

に掲げる還付金
Refund in accordance with the relevant subparagraph

(2) 還付を請求する金額；
Amount of Refund claimed

¥ 円

(3) 還付金の受領場所等に関する希望；（該当する下記の□欄に✓印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。）
Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

受取希望場所 Receipt by transfer to:	銀行 Bank	支店 Branch	預金種類及び口座番号又は記号番号 Type of account and account number	口座名義人 Name of account holder
<input type="checkbox"/> 日本国内の預金口座 a Japanese bank account				
<input type="checkbox"/> 日本国外の預金口座 a bank account outside Japan	支店住所(国名、都市名) Branch Address (Country, City):			
<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行の貯金口座 an ordinary savings account at the Japan Post Bank				
<input type="checkbox"/> 郵便局等の窓口受取りを希望する場合 the Japan Post Bank or the post office (receipt in person)				

3 支払者に関する事項；
Details of Payer

氏名 Full name	名称	(電話番号 Telephone Number)
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		

4 源泉徴収義務者の証明事項；
Items to be certified by the withholding agent

(1) 所得の種類 Kind of Income	(2) 所得の支払期日 Due Date for Payment	(3) 所得の支払金額 Amount paid	(4) (3)の支払金額から源泉徴収した税額 Withholding Tax on (3)	(5) (4)の税額の納付年月日 Date of Payment of (4)	(6) 租税条約を適用した場合に源泉徴収すべき税額 Tax Amount to be withheld under Tax Convention	(7) 還付を受けるべき金額 Amount to be refunded ((4)-(6))
		円 yen	円 yen		円 yen	円 yen

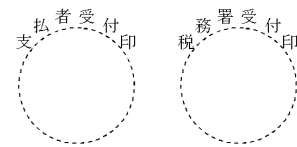
上記の所得の支払金額につき、上記のとおり所得税を徴収し、納付したことを証明します。
I hereby certify that the tax has been withheld and paid as shown above.

年 月 日 源泉徴収義務者
Date Signature of withholding agent 印

様式 11
FORM

租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書
(割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。)

(税務署整理欄)
For official use only



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES AND REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION
この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

通信日付印	・
確認印	
還付金；有、無	

税務署長殿
To the District Director, Tax Office
1 還付の請求をする者（所得の支払を受ける者）に関する事項；
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Income)

氏名 フリガナ Furigana 又は Full name (Note 5)	名称(注5)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		(電話番号 Telephone Number)

2 還付請求金額に関する事項；
Details of Refund

(1) 還付を請求する還付金の種類；（該当する下記の条項の□欄に✓印を付してください（注6）。）
Kind of Refund claimed; (Check applicable block below (Note 6).)

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第15条第1項 Ministerial Ordinance of the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, paragraph 1 of Article 15

第1号 (Subparagraph 1)
 第3号 (Subparagraph 3)
 第5号 (Subparagraph 5)
 第7号 (Subparagraph 7)

に掲げる還付金
Refund in accordance with the relevant subparagraph

(2) 還付を請求する金額；
Amount of Refund claimed

¥ 円

(3) 還付金の受領場所等に関する希望；（該当する下記の□欄に✓印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。）
Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

受取希望場所 Receipt by transfer to:	銀行 Bank	支店 Branch	預金種類及び口座番号又は記号番号 Type of account and account number	口座名義人 Name of account holder
<input type="checkbox"/> 日本国内の預金口座 a Japanese bank account				
<input type="checkbox"/> 日本国外の預金口座 a bank account outside Japan	支店住所(国名、都市名) Branch Address (Country, City):			
<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行の貯金口座 an ordinary savings account at the Japan Post Bank				
<input type="checkbox"/> 郵便局等の窓口受取りを希望する場合 the Japan Post Bank or the post office (receipt in person)				

3 支払者に関する事項；
Details of Payer

氏名 Full name	名称	(電話番号 Telephone Number)
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		

4 源泉徴収義務者の証明事項；
Items to be certified by the withholding agent

(1) 所得の種類 Kind of Income	(2) 所得の支払期日 Due Date for Payment	(3) 所得の支払金額 Amount paid	(4) (3)の支払金額から源泉徴収した税額 Withholding Tax on (3)	(5) (4)の税額の納付年月日 Date of Payment of (4)	(6) 租税条約を適用した場合に源泉徴収すべき税額 Tax Amount to be withheld under Tax Convention	(7) 還付を受けるべき金額 Amount to be refunded ((4)-(6))
		円 yen	円 yen		円 yen	円 yen

上記の所得の支払金額につき、上記のとおり所得税を徴収し、納付したことを証明します。
I hereby certify that the tax has been withheld and paid as shown above.

年 月 日 源泉徴収義務者
Date Signature of withholding agent 印

改 正 後

(261) 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書（割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く）

私は、日本国と_____との間の租税条約第_____条第_____項の規定の適用を受ける上記「4」の所得について源泉徴収された所得税額につき、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により還付の請求をするとともに、この還付請求書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date _____ 年 月 日

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」については、「租税条約に関する届出書」の裏面の説明を参照してください。

注 意 事 項

還付請求書の提出について

- この還付請求書は、還付を請求する税額の源泉徴収をされた所得の支払者ごとに作成してください。
- この還付請求書は、上記1の所得につき租税条約の規定の適用を受けるための別に定める様式(様式1～様式3、様式6～様式10及び様式19)による「租税条約に関する届出書」(その届出書に付表や書類を添付して提出することとされているときは、それらも含まれます。)とともに、それぞれ正副2通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書及び租税条約に関する届出書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
- この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
- この還付請求書による還付金を代理人によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。この場合、その代理人が納税管理人以外の代理人であるときは、その委任関係を証する委任状及び還付請求をする者(所得の支払を受ける者)のサイン証明書または印鑑証明書を、これらの翻訳文とともに添付してください。

還付請求書の記載について

- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

- 還付請求書の「2(1)」の条項の区分は、次のとおりです。

- 第 1 号…… 租税条約の規定の適用を受ける人的役務の対価としての給与その他の報酬を2以上の支払者から支払を受けるため、その報酬につき「租税条約に関する届出書」を提出できなかったこと又は免税の金額基準が設けられている租税条約の規定の適用を受ける株主等対価の支払を受けるため、その対価につき「租税条約に関する届出書」を提供できなかったことに基因して源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合
- 第 3 号…… 第1号及び第5号以外の場合で、租税条約の規定の適用を受ける所得につき「租税条約に関する届出書」を提出しなかったことに基因して源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合
- 第 5 号…… 特定社会保険料を支払った又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合
- 第 7 号…… 租税条約の規定が遡及して適用されることとなったため、当該租税条約の効力発生前に支払を受けた所得につき既に源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby claim the refund of tax withheld on the Income of 4 above to which subparagraph of paragraph _____ of Article _____ of Income Tax Convention between Japan and _____ is applicable and also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

※ “Tax Agent” is explained on the reverse side of the “Application Form for Income Tax Convention”.

I N S T R U C T I O N S

Submission of the FORM

- This form must be prepared separately for each Payer of Income who withheld the tax to be refunded.
- Submit this form in duplicate to the Payer of Income concerned together with the “Application Form for Income Tax Convention” (Forms 1 to 3, 6 to 10 and 19) prepared in duplicate for the application of Income Tax Convention to Income of 1 above(including attachment forms or documents if such attachment and documents are required). The Payer of the Income must certify the item in 4 on this form and then file the original of each form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides.
- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
- The applicants who wishes to receive refund through an Agent must state so on this form. If the Agent a Tax Agent, a power of attorney and a guarantee of signature or seal-impresion of the applicant (recipient of income) must be attached together with their Japanese translations.

Completion of the FORM

- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

- The distinction of the provisions of the item 2 (1) on this form is as follows:

- Subpara.1… For the refund of tax on salary or other remuneration for personal services withheld to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” because there are more than two Payers of Income. Alternatively, regarding the payment of stockholder value entitled according to the benefits of the Income Tax Convention, which provides an exemption amounts standard, the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” for the value.
- Subpara.3… For the refund of tax on income entitled to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” in cases other thanSubpara.1 and Subpara.5.
- Subpara.5… For the refund of tax which was withheld at the source from wages or remuneration with which designated insurance premiums were paid or from which said premiums are deducted.
- Subpara.7… For the refund of tax withheld on income paid before the coming into effect of Income Tax Convention when the Convention became applicable retroactively.

改 正 前

(263) 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書（割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く）

私は、日本国と_____との間の租税条約第_____条第_____項の規定の適用を受ける上記「4」の所得について源泉徴収された所得税額につき、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により還付の請求をするとともに、この還付請求書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date _____ 年 月 日

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」については、「租税条約に関する届出書」の裏面の説明を参照してください。

注 意 事 項

還付請求書の提出について

- この還付請求書は、還付を請求する税額の源泉徴収をされた所得の支払者ごとに作成してください。
- この還付請求書は、上記1の所得につき租税条約の規定の適用を受けるための別に定める様式(様式1～様式3、様式6～様式10及び様式19)による「租税条約に関する届出書」(その届出書に付表や書類を添付して提出することとされているときは、それらも含まれます。)とともに、それぞれ正副2通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書及び租税条約に関する届出書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
- この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
- この還付請求書による還付金を代理人によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。この場合、その代理人が納税管理人以外の代理人であるときは、その委任関係を証する委任状及び還付請求をする者(所得の支払を受ける者)のサイン証明書または印鑑証明書を、これらの翻訳文とともに添付してください。

還付請求書の記載について

- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

- 還付請求書の「2(1)」の条項の区分は、次のとおりです。

- 第 1 号…… 租税条約の規定の適用を受ける人的役務の対価としての給与その他の報酬を2以上の支払者から支払を受けるため、その報酬につき「租税条約に関する届出書」を提出できなかったこと又は免税の金額基準が設けられている租税条約の規定の適用を受ける株主等対価の支払を受けるため、その対価につき「租税条約に関する届出書」を提供できなかったことに基因して源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合
- 第 3 号…… 第1号及び第5号以外の場合で、租税条約の規定の適用を受ける所得につき「租税条約に関する届出書」を提出しなかったことに基因して源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合
- 第 5 号…… 特定社会保険料を支払った又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合
- 第 7 号…… 租税条約の規定がそ及して適用されることとなったため、当該租税条約の効力発生前に支払を受けた所得につき既に源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby claim the refund of tax withheld on the Income of 4 above to which subparagraph of paragraph _____ of Article _____ of Income Tax Convention between Japan and _____ is applicable and also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

※ “Tax Agent” is explained on the reverse side of the “Application Form for Income Tax Convention”.

I N S T R U C T I O N S

Submission of the FORM

- This form must be prepared separately for each Payer of Income who withheld the tax to be refunded.
- Submit this form in duplicate to the Payer of Income concerned together with the “Application Form for Income Tax Convention” (Forms 1 to 3, 6 to 10 and 19) prepared in duplicate for the application of Income Tax Convention to Income of 1 above(including attachment forms or documents if such attachment and documents are required). The Payer of the Income must certify the item in 4 on this form and then file the original of each form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides.
- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
- The applicants who wishes to receive refund through an Agent must state so on this form. If the Agent a Tax Agent, a power of attorney and a guarantee of signature or seal-impresion of the applicant (recipient of income) must be attached together with their Japanese translations.

Completion of the FORM

- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

- The distinction of the provisions of the item 2 (1) on this form is as follows:

- Subpara.1… For the refund of tax on salary or other remuneration for personal services withheld to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” because there are more than two Payers of Income. Alternatively, regarding the payment of stockholder value entitled according to the benefits of the Income Tax Convention, which provides an exemption amounts standard, the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” for the value.
- Subpara.3… For the refund of tax on income entitled to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” in cases other thanSubpara.1 and Subpara.5.
- Subpara.5… For the refund of tax which was withheld at the source from wages or remuneration with which designated insurance premiums were paid or from which said premiums are deducted.
- Subpara.7… For the refund of tax withheld on income paid before the coming into effect of Income Tax Convention when the Convention became applicable retroactively.

(285 適格外国仲介業者の承認申請書)



適格外国仲介業者の承認申請書
APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第7項第4号若しくは第5条の3（振替社債等の利子の課税の特例）第4項第5号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

この申請書の記載に当たっては、3頁の注意事項を参照してください。

This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 5 of Article 5-2 or subparagraph 5 of paragraph 4 of Article 5-3 of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time. See instructions on the page 3

提出日： _____

（国税庁整理欄）
For official use only

承認：有、無

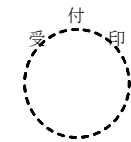
国税庁長官 殿
To : The Commissioner National Tax Agency

- 振替国債の場合
In the case of Book-entry transfer Japanese Government Bonds (JGBs)
- 振替地方債及び振替社債等の場合
In the case of Book-entry transfer Japanese Local Government Bonds (JLGBs) and Japanese Corporate Bonds,etc (JCBS)

1 申請をする者に関する事項；
Details of applicant

Table with fields for Japanese syllabary, Name, Address, and tax convention details.

(285 適格外国仲介業者の承認申請書)



適格外国仲介業者の承認申請書
APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第5項第4号若しくは第5条の3（振替社債等の利子の課税の特例）第4項第5号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

この申請書の記載に当たっては、3頁の注意事項を参照してください。

This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 5 of Article 5-2 or subparagraph 5 of paragraph 4 of Article 5-3 of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time. See instructions on the page 3

提出日： _____

（国税庁整理欄）
For official use only

承認：有、無

国税庁長官 殿
To : The Commissioner National Tax Agency

- 振替国債の場合
In the case of Book-entry transfer Japanese Government Bonds (JGBs)
- 振替地方債及び振替社債等の場合
In the case of Book-entry transfer Japanese Local Government Bonds (JLGBs) and Japanese Corporate Bonds,etc (JCBS)

1 申請をする者に関する事項；
Details of applicant

Table with fields for Japanese syllabary, Name, Address, and tax convention details.

改 正 後 改 正 前

(285 適格外国仲介業者の承認申請書)

特定国外営業所等 Specified Foreign Branches (SFBs)	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(所在国) Country

2 申請者又は申請者が口座の開設を受けている外国間接口座管理機関等が口座の開設を受けている特定振替機関等の国内にある営業所等に関する事項;
Branch or office located in Japan of specified book entry transfer institution, etc that established an account of the Book-entry JGBs or JLGBs and JCBs in Japan for the applicant, or the Foreign Indirect Participant or Foreign Re-Indirect Participant which established an account of the Book-entry JGBs or JLGBs and JCBs for the applicant.

特定振替機関等の国内にある営業所等 Branch or office located in Japan of specified book entry transfer institution, etc	名 称 Name	
	所 在 地 Address	
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	

3 代理人に関する事項;
Details of the Agent

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		税 務 署 Tax Office

※「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the tax payer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications or claims, payment of taxes, etc , under the provisions of the General Law for National Taxes.

4 その他参考となるべき事項;
Other relevant matters

5 誓約:

- 私は、次のことにつき、偽りがなく真実であることを誓約します。
- ① 申請者は、「1 適用を受ける租税条約その他日本国が締結した国際約束に関する事項」に記載した租税条約の締約国又は締約者の法人であること
 - ② 申請書の記載事項に変更(異動)があった場合は、日本銀行又は(株)証券保管振替機構を経由して速やかに届け出ること
 - ③ 本申請に基づく非課税の適用に関して税務署長の資料提出要求が行われた場合に遅滞なくこれを提出すること
 - ④ 非課税適用申告書の提出があった場合に、租税特別措置法第5条の2第13項(第5条の3第5項において準用する場合を含む。)に規定するところにより確認を行うこと
 - ⑤ 租税特別措置法第5条の2第16項に規定する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は第17項、第18項、第21項、第23項若しくは第24項に規定する通知を行うこと

日付
Date _____

申請者の署名,
Signature of the applicant (authorized official thereof) _____

又はその代理人の署名
or its authorized Agent _____

(285 適格外国仲介業者の承認申請書)

特定国外営業所等 Specified Foreign Branches (SFBs)	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(所在国) Country

2 申請者又は申請者が口座の開設を受けている外国間接口座管理機関等が口座の開設を受けている特定振替機関等の国内にある営業所等に関する事項;
Branch or office located in Japan of specified book entry transfer institution, etc that established an account of the Book-entry JGBs or JLGBs and JCBs in Japan for the applicant, or the Foreign Indirect Participant or Foreign Re-Indirect Participant which established an account of the Book-entry JGBs or JLGBs and JCBs for the applicant.

特定振替機関等の国内にある営業所等 Branch or office located in Japan of specified book entry transfer institution, etc	名 称 Name	
	所 在 地 Address	
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	
	名 称 Name	
	所 在 地 Address	

3 代理人に関する事項;
Details of the Agent

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		税 務 署 Tax Office

※「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the tax payer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications or claims, payment of taxes, etc , under the provisions of the General Law for National Taxes.

4 その他参考となるべき事項;
Other relevant matters

5 誓約:

- 私は、次のことにつき、偽りがなく真実であることを誓約します。
- ① 申請者は、「1 適用を受ける租税条約その他日本国が締結した国際約束に関する事項」に記載した租税条約の締約国又は締約者の法人であること
 - ② 申請書の記載事項に変更(異動)があった場合は、日本銀行又は(株)証券保管振替機構を経由して速やかに届け出ること
 - ③ 本申請に基づく非課税の適用に関して税務署長の資料提出要求が行われた場合に遅滞なくこれを提出すること
 - ④ 非課税適用申告書の提出があった場合に、租税特別措置法第5条の2第11項(第5条の3第5項において準用する場合を含む。)に規定するところにより確認を行うこと
- (追加)

日付
Date _____

申請者の署名,
Signature of the applicant (authorized official thereof) _____

又はその代理人の署名
or its authorized Agent _____

改 正 後

(285 適格外国仲介業者の承認申請書)

「適格外国仲介業者の承認申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

申請書の提出について

- この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第5項第4号若しくは同法第5条の3（振替社債等の利子の課税の特例）第4項第5号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。
- この申請書は、振替国債にあっては日本銀行を経由して、振替地方債及び振替社債等にあつては（株）証券保管振替機構を経由して国税庁長官に提出してください。
- 適格外国仲介業者の承認書を所持していない場合、この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する際は、その委任関係を証する委任状をその邦訳文とともに添付してください。
- この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに国税庁長官から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。
- 国税庁長官から適格外国仲介業者の承認を受けた場合に、その旨の国税庁長官による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。
：国税庁長官による公表を希望しない

Submission of the FORM

- This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 5 of Article 5-2 or subparagraph 5 of paragraph 4 of Article 5-3 of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time.
- This form must be submitted to the Commissioner National Tax Agency via Bank of Japan in the case of JGBs, and to the District Director of the tax office in each issuers' location via JASDEC in the case of JLGBs and JCBs.
- An Agent, other than the Tax Agent, must attach a power of attorney, together with its Japanese translation without approval papers of Qualified Foreign Intermediary.
- If applicant does not receive the granting or rejection of the application from the Commissioner National Tax Agency until the last day of the next month of the month when the applicant submitted this form, the applicant shall be regarded as having gotten an approval as of that last day.
- If applicant does not desire an announcement of the approval by Commissioner National Tax Agency after the approval of Qualified Foreign Intermediary, check the next box.
 : no announcement desired

申請書の記載について

- 申請書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

Completion of the FORM

- Applicable boxes must be checked.

- 振替国債の場合 (In the case of JGBs)
- 日本銀行の証明；
Certification of the Bank of Japan

証 明 書
Certificate

当行は、申請者が国債振替決済制度の外国間接参加者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Participant in the JGB Book-entry System.

Date _____ Signature of authorized official, the Bank of Japan _____

- 振替地方債及び振替社債等の場合 (In the case of JLGBs and JCBs)
- (株)証券保管振替機構の証明；
Certification of JASDEC

証 明 書
Certificate

当社は、申請者が当社が運営する振替制度の外国間接口座管理機関であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Account Management Institution in the Book-entry Transfer System I am managing .

Date _____ Signature of authorized official, JASDEC _____

改 正 前

(285 適格外国仲介業者の承認申請書)

「適格外国仲介業者の承認申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

申請書の提出について

- この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第5項第4号若しくは同法第5条の3（振替社債等の利子の課税の特例）第4項第5号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。
- この申請書は、振替国債にあっては日本銀行を経由して、振替地方債及び振替社債等にあつては（株）証券保管振替機構を経由して国税庁長官に提出してください。
- 適格外国仲介業者の承認書を所持していない場合、この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する際は、その委任関係を証する委任状をその邦訳文とともに添付してください。
- この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに国税庁長官から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。
- 国税庁長官から適格外国仲介業者の承認を受けた場合に、その旨の国税庁長官による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。
：国税庁長官による公表を希望しない

Submission of the FORM

- This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 5 of Article 5-2 or subparagraph 5 of paragraph 4 of Article 5-3 of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time.
- This form must be submitted to the Commissioner National Tax Agency via Bank of Japan in the case of JGBs, and to the District Director of the tax office in each issuers' location via JASDEC in the case of JLGBs and JCBs.
- An Agent, other than the Tax Agent, must attach a power of attorney, together with its Japanese translation without approval papers of Qualified Foreign Intermediary.
- If applicant does not receive the granting or rejection of the application from the Commissioner National Tax Agency until the last day of the next month of the month when the applicant submitted this form, the applicant shall be regarded as having gotten an approval as of that last day.
- If applicant does not desire an announcement of the approval by Commissioner National Tax Agency after the approval of Qualified Foreign Intermediary, check the next box.
 : no announcement desired

申請書の記載について

- 申請書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

Completion of the FORM

- Applicable boxes must be checked.

- 振替国債の場合 (In the case of JGBs)
- 日本銀行の証明；
Certification of the Bank of Japan

証 明 書
Certificate

当行は、申請者が国債振替決済制度の外国間接参加者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Participant in the JGB Book-entry System.

Date _____ Signature of authorized official, the Bank of Japan _____

- 振替地方債及び振替社債等の場合 (In the case of JLGBs and JCBs)
- (株)証券保管振替機構の証明；
Certification of JASDEC

証 明 書
Certificate

当社は、申請者が当社が運営する振替制度の外国間接口座管理機関であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Account Management Institution in the Book-entry Transfer System I am managing .

Date _____ Signature of authorized official, JASDEC _____